

# 会津若松市新斎場整備運営事業

## 要求水準書(案)

令和8年4月6日

会津若松市

# 目次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ等	1
2	要求水準の変更等	1
3	関係法令・基準等	1
第 2	事業概要	6
1	事業の目的	6
2	事業の基本的なコンセプト	6
3	事業方式	6
4	業務範囲	7
5	事業期間	8
第 3	施設の機能及び性能	9
1	基本要件	9
2	施設に求める基本性能	11
3	事業用地等に関する要求水準	14
4	建築に関する要求水準	16
5	火葬炉に関する要求水準	27
第 4	施設整備業務	40
1	総則	40
2	供用開始までの統括管理業務	40
3	各種調査業務	42
4	設計業務	43
5	建設業務	46
6	解体撤去業務	51
7	予約システム・運営支援システム整備業務	53
第 5	稼働準備業務	54
1	稼働準備業務	54
第 6	維持管理業務	55
1	総則	55
2	建物保守管理業務	58
3	建築設備保守管理業務	59
4	火葬炉保守管理業務	60
5	什器・備品保守管理業務	61
6	外構・植栽保守管理業務	61
7	修繕・更新業務	62
8	環境衛生管理業務	62
9	清掃業務	63

10	警備業務 .....	64
11	除排雪業務 .....	64
12	残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務 .....	65
13	その他維持管理関連業務 .....	65
14	事業期間終了時の引継業務(維持管理) .....	65
<b>第 7</b>	<b>運営業務 .....</b>	<b>67</b>
1	総則 .....	67
2	供用開始後の統括管理業務 .....	70
3	予約受付業務 .....	71
4	利用者受付業務 .....	71
5	告別・炉前・収骨等業務 .....	71
6	火葬炉運転業務 .....	72
7	待合関連業務 .....	73
8	販売業務 .....	73
9	その他運営関連業務 .....	73
10	事業期間終了時の引継業務(運営) .....	75

## 別紙等

別紙1	敷地位置図
別紙2	事業用地図
別紙3	造成計画図（募集公告時に公表）
別紙4	諸室リスト
別紙5	什器・備品リスト
別紙6	火葬業務フロー
別添資料1	土砂災害警戒区域等について（募集公告時に希望者に提供予定）
別添資料2	インフラ現況図
別添資料3	地質調査結果（募集公告時に公表予定）
別添資料4	アスベスト調査結果（募集公告時に公表予定）
別添資料5	ダイオキシン類調査結果（募集公告時に公表予定）
別添資料6	既存施設図面
別添資料7	会津若松市新斎場整備基本計画

## 用語の定義

用語	定義
市	会津若松市をいう。
本事業	会津若松市新斎場整備運営事業をいう。
本施設	本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品及び駐車場を含む、維持管理区域内の建築物及び外構などの全てをいう。
新斎場	本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品をいう。
現斎場	現在運営している「会津若松市斎場」をいう。
応募者	本事業の応募手続きに参加する、複数企業で構成される者をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と基本契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
DBO 代表企業	応募者を代表する企業をいう。施設整備者代表企業もしくは維持管理・運営代表企業となるものとし、本事業の応募及び実施において、とりまとめを担うものとする。
施設整備グループ	応募者を構成する企業のうち設計企業、建設企業、火葬炉企業、解体企業で構成される施設整備業務を行うグループをいう。
施設整備代表企業	施設整備グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。
維持管理・運営グループ	応募者を構成する企業のうち火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業で構成される稼働準備業務及び維持管理・運営業務を行うグループをいう。
維持管理・運営代表企業	維持管理・運営グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。
会葬者等	本施設を利用する遺族及び会葬者をいう。
職員等	本施設に勤務する職員及び本施設を利用する葬祭業者や宗教関係者などをいう。
利用者	遺族、会葬者、職員等を含む、本施設を利用する全ての人をいう。

# 第1 総則

## 1 要求水準書の位置づけ等

### (1) 要求水準書策定の目的

要求水準書は、会津若松市(以下「市」という。))が、「会津若松市新斎場整備運営事業(以下「本事業」という。))」の実施に際して、市と基本契約を締結し、本事業を実施する者(以下「事業者」という。))に対し、各業務において達成しなければならない要求水準を示すものであり、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として策定した。

### (2) 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、市が本事業に求める施設内容とサービスの最低水準を示すものであり、応募者は、要求水準として具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、要求水準として具体的な特記仕様のない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うこと。

応募者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。また、市は、要求水準書の部分的な内容を事業者の選定過程における審査条件として位置づけることから、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、欠格となる。

### (3) 要求水準の遵守

事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、本事業に係る各種契約書に記載された事項に基づき業務のモニタリング及び改善要求を行うものとする。

## 2 要求水準の変更等

### (1) 優先適用

事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準が本事業の要求水準として、優先的に適用されるものとする。

### (2) 事業期間中の変更

市は、本事業の事業期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、本事業に係る各種契約書の定めるところにより必要な手続きを行うものとする。

## 3 関係法令・基準等

各業務の実施にあたっては、関連する最新版の法令(施行令及び施行規則等を含む。)、条例、各種基準等を遵守すること。ただし、各種基準等については、要求水準書における性能等を確保することを前提に、事業者提案によってはこの限りでない。

## ア 法令等

- 地方自治法
- 墓地、埋葬等に関する法律
- 建築基準法
- 都市計画法
- 景観法
- 消防法
- 道路法
- 道路交通法
- 環境基本法
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- 建築士法
- 建設業法
- 電気事業法
- 電波法
- 下水道法
- 浄化槽法
- 水道法
- 宅地造成及び特定盛土等規制法
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 屋外広告物法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 悪臭防止法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法
- 石綿障害予防規則
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 警備業法

- 食品衛生法
- 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 障害者優先調達推進法
- 個人情報保護に関する法律
- 著作権法
- その他関連する法令等

## イ 条例等

- 福島県建築基準法施行条例及び施行細則
- 福島県都市計画法施行条例
- 福島県環境基本条例
- 福島県人にやさしいまちづくり条例
- 福島県悪臭防止対策指針
- 福島県生活環境の保全等に関する条例
- 福島県屋外広告物条例
- 会津若松市建築基準法施行細則
- 会津若松市墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- 会津若松市斎場条例及び同条例施行規則
- 会津若松市景観条例及び同条例施行規則
- 会津若松市環境基本条例
- 会津若松市生活環境の保全等に関する条例及び施行規則
- 会津若松市屋外広告物等に関する条例及び同条例施行規則
- 会津若松市情報公開条例及び同条例施行規則
- 会津若松市行政手続条例及び同条例施行規則
- 会津若松市水道事業給水条例
- 会津若松市週休2日工事实施要領
- 会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則
- 指定管理者制度運用指針(会津若松市)
- その他関連する条例等

## ウ 各種基準等

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修諸基準  
【主に適用が想定される基準】
- ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ② 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ③ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ④ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ⑤ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

- ⑥ 公共建築工事積算基準
- ⑦ 公共建築数量積算基準
- ⑧ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ⑨ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 日本建築学会諸基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 建築物解体工事共通仕様書及び同解説
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- 建築関係工事共通仕様書(福島県土木部)
- 建築関係工事積算基準(福島県土木部)
- 設計資材単価等決定基準(福島県土木部)
- 地質調査業務共通仕様書(福島県土木部)
- 土木工事共通仕様書(福島県土木部)
- 福島県建築設備耐震・対津波計画指針
- 福島県建築・設備設計要領
- 福島県人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- 福島県都市計画法による開発許可制度の手引
- 福島県電子納品運用ガイドライン(建築関係設計業務委託編)
- 会津若松市開発行為等指導要綱
- 会津若松市中高層建築物等の建築に関する指導要綱
- 会津若松市建設工事情報共有システム実施要領
- 会津若松市発注工事における熱中症対策に関する実施要領
- 会津若松市給水装置工事施行基準書
- 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- その他関連する基準等

## 工 計画等

- 会津若松市新斎場整備基本計画
- 火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版(日本環境斎苑協会)
- ふくしまユニバーサルデザイン推進計画
- 会津若松市第7次総合計画
- 第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 会津若松市公共施設等総合管理計画
- 会津若松市公共施設保全計画
- 第2期会津若松市地域福祉計画
- 会津若松市建築物等木材利用推進方針
- 第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン
- 会津若松市第3期環境基本計画

- 会津若松市景観計画
- 会津若松市第4期地球温暖化対策推進実行計画
- 会津若松市耐震改修促進計画
- 会津若松市地域防災計画
- 会津若松市災害時業務継続計画
- 会津若松市総合治水計画
- ゼロカーボンシティ会津若松宣言
- 会津若松市電力の調達に係る環境配慮方針
- 会津若松市みどりの基本計画
- その他関連する計画等

## 第2 事業概要

### 1 事業の目的

現斎場は、平成元年の供用開始以降、定期的な点検や計画的な改修を実施してきたが、供用開始から約37年が経過し、火葬炉をはじめとする設備や付属施設の老朽化が進行している。また、本市の死亡者数は、高齢化の進展に伴い増加傾向にあり、火葬需要は今後高い推移を維持していく見通しである。

平成29年6月に策定した「会津若松市斎場火葬炉設備長寿命化方針」では、長寿命化対策の実施を前提に、現火葬炉の長寿命化可能期間を試算し、その更新時には新たな施設整備の必要性があることを示した。また、これを踏まえ、令和6年3月には「会津若松市新斎場整備基本方針」を策定し、新斎場の整備に向けて基本的な考え方をまとめた。さらに令和7年5月には「会津若松市新斎場整備基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、新斎場を整備するうえでの基本的な条件や事業化に向けた基本的な要件を示したところである。

本事業では、今後想定される火葬需要のピーク時に、安定した運営が実現できるよう、会津若松市新斎場を整備することを目的とする。市は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に準じた事業として、本施設の設計、建設及び維持管理、運営業務等を一体的に実施することで、民間の創意工夫を促し、効果的かつ効果的な事業実施による質の高いサービスの提供や市の財政負担の軽減を図っていくものである。

### 2 事業の基本的なコンセプト

事業者は、新斎場が目指す方向性として基本計画に示された以下の基本的なコンセプトを念頭に本事業を実施すること。

- ① 将来の火葬需要に対応できる施設
- ② ご遺族や会葬者など利用者に配慮した施設
- ③ 周辺環境や景観等に配慮した施設
- ④ 災害に強く安全・安心な施設
- ⑤ 効果的な施設整備と効率的な施設運営

### 3 事業方式

本事業はPFI法に準じて実施するものとし、事業者が本施設を設計、建設した後、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を実施するDBO方式とする。

## 4 業務範囲

事業者が行う業務は、以下のとおりである。

### ア 施設整備業務

- 供用開始までの統括管理業務
- 各種調査業務
- 設計業務
- 建設業務
- 解体撤去業務
- 予約システム・運営支援システム整備業務

### イ 稼働準備業務

- 稼働準備業務

### ウ 維持管理業務

- 建物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 火葬炉保守管理業務
- 什器・備品保守管理業務
- 外構・植栽保守管理業務
- 修繕・更新業務
- 環境衛生管理業務
- 清掃業務
- 警備業務
- 除排雪業務
- 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務
- その他維持管理関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(維持管理)

### エ 運営業務

- 供用開始後の統括管理業務
- 予約受付業務
- 利用者受付業務
- 告別・炉前・収骨等業務
- 火葬炉運転業務
- 待合関連業務
- 販売業務
- その他運営関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(運営)

## 5 事業期間

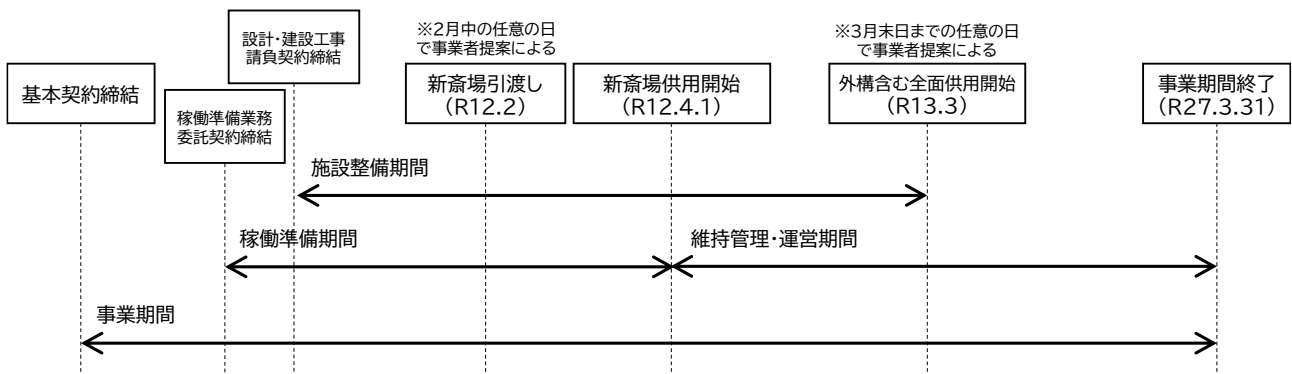
本事業における事業期間は、基本契約締結日の翌日から令和 27 年 3 月末日とする。事業スケジュールは次のとおりとする。

- 施設整備期間 設計・建設工事請負契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月末日まで
- 新斎場引渡し日 令和 12 年 2 月中
- 稼働準備期間 稼働準備業務委託契約締結日の翌日から新斎場供用開始日の前日
- 新斎場供用開始日 令和 12 年 4 月 1 日
- 維持管理・運営期間 令和 12 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月末日まで(約15年間)

※ 現斎場は、別途市にて新斎場供用開始日の前日まで稼働し、新斎場供用開始後、本事業において解体する。

※ 施設整備期間は、新斎場供用開始後の現斎場の解体撤去工事及び外構工事期間を含む。

<事業スケジュールイメージ図>



### 第3 施設の機能及び性能

#### 1 基本要件

##### (1) 施設の構成

本施設の基本的な構成は以下のとおりとする。

項目		要求水準	
構造		RC 造を基本とする	
建築面積		要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする	
延床面積		3,000 m <sup>2</sup> 程度 (2,500 m <sup>2</sup> を下限値とする)	
火葬炉数		人体炉 6 基	
主な諸室構成		エントランスホール	1 箇所
		告別収骨室	4 室
		火葬炉室	1 室
		待合室	6 室
		多目的室	2 室(主に利用者用と管理用に 1 室ずつ)
駐車場	普通車	遺族・会葬者用	24 台以上
		車いす使用者用	2 台以上
		宗教関係者用	6 台以上
		管理用	10 台以上
		予備	10 台以上
	大型車	マイクロ・中型バス用	3 台以上
火葬時間		原則、10 時 30 分から 15 時 30 分 ※火葬予約は予約システムにより 24 時間予約可能	
休業日		友引、1 月 1 日及び 1 月 2 日 (※1 月 2 日は予定)	

##### (2) 葬送の流れ

柩が火葬場に到着してから収骨までの流れは以下を基本とする。

祭壇に柩を安置→告別(読経・焼香)→最後のお別れ→入炉→収骨→退場

火葬及び冷却後、焼骨を斎場運営従事者が整骨し、収骨室にて遺族及び斎場運営従事者が収骨する方法とする。なお、収骨の際は、喪主及び遺族による焼骨確認を実施すること。

##### (3) 施設の想定規模

本施設を利用する会葬者等の人数は、火葬 1 件あたり通常 6～25 名程度、最大 50 名程度を想定する。また、1 日の火葬件数は最大 14 件を想定している。将来の火葬件数の想定については「別添資料7 会津若松市新斎場整備基本計画」を参照すること。

#### (4) 事業用地条件

##### ア 基本事項

本事業の事業用地の概要を以下に示す。本事業では、現斎場の敷地を拡張して新斎場を整備することを予定している。事業用地は区域 A(現斎場敷地)、区域 B(現斎場駐車場)、区域 C(拡張部分)からなり、その他に本事業の中で整備や一部維持管理を求める区域として区域 D(道路部分)、区域 E(歩道部分)がある。各区域の範囲等の詳細については「別紙 2 事業用地図」を参照すること。

区域 C(拡張部分)は現在民有地であるが、基本契約の締結までに市有地となることを予定しており、設計・建設期間中は、事業者に対して市が無償で貸し付けを行う。

項目	内容	
所在地	会津若松市門田町大字黒岩字石高甲 807 番地等	
アクセス道路	市道幹Ⅱ-13 号線(幅員:約 7.7m)	
事業用地等	区域 A(現斎場敷地)約 3,400 m <sup>2</sup>	合計(事業用地面積) 約 11,700 m <sup>2</sup>
	区域 B(現斎場駐車場)約 1,600 m <sup>2</sup>	
	区域 C(拡張部分)約 6,700 m <sup>2</sup>	
	区域 D(道路部分)約 15 m <sup>2</sup>	
	区域 E(歩道部分)約 200 m <sup>2</sup>	
都市計画区域	市街化調整区域	
建ぺい率/容積率	60%/200%	
高さ・斜線制限	北側斜線	指定なし
	道路斜線	適用距離:20m、勾配:1.5
	隣地斜線	立上り:20m、勾配:1.25
日影規制	なし	

##### イ 都市計画決定

本事業の実施にあたっては、建築基準法第 51 条の規定により都市計画において本施設の敷地の位置を決定している必要がある。現在の火葬場としての都市計画決定区域は区域 A(現斎場敷地)のみであり、市は基本契約の締結までに会津若松市都市計画審議会に諮った上で、都市計画の変更(区域 B 及び C にあたる区域の拡張)を行う予定である。

##### ウ 土砂災害警戒区域等について

区域 A(現斎場敷地)の一部は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)への指定が想定される。事業者は現斎場の解体後、区域 A(現斎場敷地)を本施設の外構として整備するにあたり、関係法令等に基づいて対応するとともに、市の求めに応じて関係機関と協議を行うこと。

関係法令等から通常予見できない対応が必要となった場合は、市と協議の上、対応を行うこと。通常予見できない対応についての増加費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の境界については「別添資料1 土砂災害警戒区域等について(募集公告時に希望者に提供予定)」を参照すること。

## エ 敷地造成について

区域 C(拡張部分)については、本施設の整備に必要な範囲が概ね平地になるよう、用地内の伐開、伐根、土砂の敷き均し、擁壁・雨水排水設備等の工作物の設置などの造成工事を令和10年5月末までに市が実施することを予定している。

市が実施する敷地造成の詳細については「別紙3 造成計画図（募集公告時に公表予定）」を参照すること。

## オ インフラ条件

本事業の実施に必要なインフラ整備は、事業者にて実施すること。接続・引込み等にかかる工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が受益者負担となる場合は、事業者にて負担すること。

事業者は下表事項及び「別添資料2 インフラ現況図」を参照し、事業者の判断と責任において各管理者又は供給業者への確認・調整を行うこと。なお、事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図面を市へ提出すること。

項目	内容
上水道	関係機関と協議し、本事業用地内に引き込むこと。
下水道(汚水)	下水道処理区域外(整備計画なし) 合併処理浄化槽を整備すること。 合併処理浄化槽の排水放流管は、敷地外の排水路に接続すること。
下水道(雨水)	下水道処理区域外(整備計画なし) 事業用地内に雨水貯留施設を設け、敷地外の排水路へ接続する予定である。なお、雨水貯留施設については造成工事と併せて市にて整備する。詳細については「別紙3 造成計画図（募集公告時に公表予定）」を参照すること。
ガス	都市ガス供給エリア外(整備計画なし)
電力	電力会社と協議の上、近隣既設の電力線から引き込むこと。
電話・通信	通信会社と協議の上、近隣既設の電話線から引き込むこと。

## 2 施設に求める基本性能

本施設は、以下に示す各項目の基本的性能を事業者の提案に基づき確保し、各部の仕様との整合を図り、合理的かつ機能的な施設とすること。

大項目	小項目	内容
(1)機能性への配慮	① 動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用内容に配慮した機能的な諸室配置・構成とすること。</li> <li>屋根付き通路、融雪装置等を適切に配置し、降雪時でもアプローチしやすい計画とすること。</li> </ul>
	② 室内環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>各諸室の用途(機能)を踏まえ、遮音、防振、温度、湿度、換気等の室内環境に配慮すること。</li> <li>感染症対策等の観点から、自然換気に加え、各所において対策を取りやすい計画とすること。</li> </ul>

大項目	小項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。</li> </ul>
	③ 利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピロティや庇等を適切に配置し、荒天時でもアプローチしやすい計画とすること。</li> <li>清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。</li> </ul>
	④ 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内外の仕上げについては、周辺の自然環境との調和を積極的に図るとともに、管理諸室等については必要な機能を満たす標準的な仕上げとする。なお、部位ごとに適切な仕上げグレードを設定し、全体としてメリハリのある仕様とすること。</li> <li>供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう適切な材料を使用するなど、工夫すること。</li> </ul>
	⑤ 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。</li> <li>屋外に設置する設備がある場合は、配管の凍結防止対策等を行い、常時機能を確保できるようにすること。</li> </ul>
	⑥ 積雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪、除雪、凍結等に配慮した材料及び製品を採用すること。</li> <li>落雪、落氷による事故防止、積雪や路面凍結に対する安全性を確保すること。</li> <li>その他、豪雪地帯の指定地域であることを踏まえた雪害対策を行うこと。</li> </ul>
(2)安全性への配慮	① 安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事にあたっては、利用者や施工関係者、周辺住民等の安全を優先して確保すること。</li> <li>施設利用上必要と考えられる部分については、転倒、転落、事故防止等の安全性確保に努めること。</li> </ul>
	② バリアフリー及びユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障がい者等を含む誰もが利用しやすい公共施設として整備すること。</li> <li>関係法令等に基づき、視覚障がい者用の誘導表示や点字案内、非常用警報装置等を適切に計画すること。</li> <li>各種設備器具、手すり、トイレ等については、高齢者、障がい者等にも十分に配慮した、使いやすい計画とすること。</li> </ul>
	③ 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時にも継続して火葬業務を実施する必要があることを踏まえ、自然災害に対する防災対策や非常時の安全性に配慮した施設とすること。</li> </ul>

大項目	小項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や施設を保護するために、施設の維持管理及び運営方法と整合した防犯対策を行うこと。</li> </ul>
	④ 新機材・新工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>新機材及び新工法の採用に当たっては、信頼性を十分に検証すること。</li> </ul>
	⑤ 周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に当たっては、搬出入車両の交通による騒音や渋滞、汚染等、周辺環境への影響に十分留意すること。</li> </ul>
(3)地域性への配慮	① 周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境と調和するよう建物高さ・外観・色彩等に配慮するとともに、緑地の整備等を行うこと。</li> <li>工事期間中をはじめ、供用開始後も周辺住宅及び利用者に配慮し、騒音・振動・悪臭等の抑制に努めること。</li> </ul>
(4)環境への配慮	① 地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設リサイクル法を厳守し、建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化を図ること。</li> <li>再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用可能な建築資材等、資源循環の促進を図ること。</li> <li>会津若松市第3期環境基本計画の趣旨に基づき「再生可能エネルギーの地産地消」の推進に向けた取組を図ること。</li> </ul>
	② 負荷の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁・屋根の断熱やサッシ等の気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。</li> <li>ZEB-Ready 以上の環境性能を満足する建築物とし、認証を得ること。</li> </ul>
	③ エネルギー・資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を踏まえた上で、自然採光、自然換気を積極的に活用すること。</li> <li>エネルギー効率の高い設備の導入に努めること。</li> </ul>
	④ 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間終了後も本施設を長期間にわたり継続して使用することに配慮し、長寿命化を図ること。</li> <li>合理的な耐久性と、将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。</li> </ul>
	⑤ 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上げ材や備品等の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組合せを選ぶよう努めること。</li> <li>長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。</li> </ul>
	⑥ エコマテリアルの採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするよう努めること。</li> </ul>
	⑦ 施設のランニングコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地及び施設の特性を考慮し、省エネルギー化やランニングコスト・光熱水費の低減を図ること。</li> </ul>

大項目	小項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕や更新等に係る利便性や費用の抑制の観点から、設備や備品等の選択においては、入手の容易さや互換性を考慮すること。</li> </ul>
(5)その他	① SDGs	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では、持続可能な開発目標(SDGs)の推進にも寄与していく方針であることから、(1)～(4)の内容を含め、本施設においてもSDGsの推進を図ること。</li> <li>(1)～(4)の内容を含め、多様性(ダイバーシティ)の存在を前提とした施設とすること。</li> </ul>

### 3 事業用地等に関する要求水準

#### (1) 基本的な土地利用計画

- 本施設の主な部分(建物及びアプローチ部分)は区域 C(拡張部分)に整備すること。
- 区域 C(拡張部分)について、南側の近隣住居や事業所及び西側の住宅地等からの景観に配慮して、緑地や囲障等による目隠しを計画するなど、可能な限り建物が目立たないような計画とすること。
- 新斎場の供用開始後、現斎場を解体し、区域 A(現斎場敷地)及び区域 B(現駐車場敷地)について本施設の外構として一体的に整備すること。なお、既存の舗装については全面的に打ちかえること。
- 新斎場の供用開始まで現斎場を継続して運営することを念頭に、工事の段階に応じて適切な工事範囲を設定するとともに、現斎場の運営期間中は、可能な限り区域 C(拡張部分)内で工事車両の巡回や現場事務所、資材置場等の空間を確保し、利用者の安全性確保及び心情に十分配慮すること。
- 周辺環境保全及び造成計画の観点から、区域 C(拡張部分)の既存緑地を一部保存することを想定している。当該既存緑地は現状保存を基本として、施設の配置・舗装等を行わないこと。保存する緑地の範囲は「別紙3 造成計画図(募集公告時に公表予定)」を参照すること。

#### (2) 配置・外構計画

##### ア 配置計画

- 敷地の形状や土砂災害、気候条件を考慮した配置とすること。
- 周辺住居に対する日影の影響や圧迫感などを最小化する工夫を行うとともに、日照や眺望など良好な住環境を阻害しないよう配慮すること。
- 施設の維持管理及び運営を視野に入れ、効率的なメンテナンスの実施、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。
- 冬季の積雪を考慮し、事業用地内に堆雪スペースを確保すること。
- 事業用地と外部の出入口には、誤侵入防止や防犯のため、門扉やバリカー、ゲートなどの整備を行うこと。
- 事業用地の周囲には、塀、柵、生垣等を設け、隣接する土地との境界を明らかにすること。ただし、擁壁が存在する部分など、明らかに必要のない部分は除くこと。
- 事業用地の周囲には敷地境界杭を設置すること。杭は長期間劣化しにくい材質のものとする。
- 熊、猪等の動物による被害が発生しないよう、必要な部分には電気柵を設置すること。

## イ 駐車場・外部動線計画

- 遺族・会葬者用として 24 台以上、車いす利用者用として 2 台以上、宗教関係者用として 6 台以上、管理用として 10 台以上、予備として 10 台以上の計 52 台以上の普通車用駐車場を整備すること。
- マイクロ・中型バス用に 3 台以上の駐車場を整備すること。
- 車いす利用者用の駐車場は来庁者用エントランス付近に設けること。
- 車いす利用者用以外の駐車場は、区域 A,B,C のいずれに設ける計画も可とするが、区域 A,B に普通車用駐車場を整備する場合は、特に新斎場までの歩行者の安全性及び利便性に配慮すること。
- 利用者の安全性に配慮し、歩行者と車両の動線分離を原則とすること。
- 遺族・会葬者用の駐車場は、管理用の駐車場と別に設け、可能な限り会葬者等と職員等の動線を分離すること。
- 会葬者等の車両、霊柩車、職員等の車両の動線が交錯しないよう、わかりやすく安全性の高い計画とすること。また、車両動線は安全性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意すること。
- アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識し、「福島県人にやさしいまちづくり条例」に基づいた計画とし、一台あたりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線は利用しやすいよう工夫すること。
- 駐車場には植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと火葬施設の視覚的な分離を図ること。
- 駐車場は積雪、凍結等を考慮した構造とし、除雪、堆雪等を考慮した広さとする。
- 車止めの設置については、除雪時に邪魔にならないように配慮し、計画すること。

## ウ 外構舗装

- 事業用地内は、緑地を除き、施設のメンテナンス、機器の搬出入、各種車両の通行に留意した舗装とすること。
- 歩道やスロープ等は滑りにくい仕上げとし、雪害、凍害等の対策に配慮した舗装計画とすること。
- 特に車いす利用者及び遺族・会葬者用駐車場からエントランスまでの動線には融雪設備を設置するなど、冬期の安全性に配慮すること。融雪設備に井水を利用する場合は、近隣への影響に配慮すること。融雪設備は、センサー等の制御により省エネルギー化を図ること。
- 事業用地内に適切な排水設備を設け、水溜りや冠水が起きないように計画すること。なお、市で実施予定の雨水排水設備等の工作物の設置については「別紙3 造成計画図(募集公告時に公表予定)」を参照すること。

## エ 市道整備

- 区域 D(道路部分)及び区域 E(歩道部分)について、事業用地と一体的に舗装等を整備すること。区域 D(道路部分)及び区域 E(歩道部分)は現在市道の一部であることから、「会津若松市 市道の構造の技術的基準を定める条例」その他関係法令に則って整備することとし、整備に際しては事前に市の開発管理課及び道路課と協議を行うこと。
- 区域 D(道路部分)及び区域 E(歩道部分)について、整備後は引き続き市道として市が管理を行う。
- 区域 E(歩道部分)について、歩道と車道の区分に歩車道境界ブロックを設置し、段差の生じない形状とすること。なお、区域 E(歩道部分)にある電信柱について、位置の変更は想定しない。

## オ 緑地等

- 区域 A(現斎場敷地)及び区域 B(現駐車場敷地)は、新斎場の供用開始後に、現斎場を解体の上、本施設の外構として一体的に整備すること。「イ 駐車場・外部動線計画」に示すとおり、区域 A(現斎場敷地)及び区域 B(現駐車場敷地)に駐車場を計画する場合、安全性や利便性に配慮すること。駐車場として利用しない部分については、新斎場の隣地として相応しい空間になるように、緑地などの活用方法を提案すること。提案に際しては、区域 A(現斎場敷地)の一部が土砂災害警戒区域等に指定される想定であることや、周辺の景観、会葬者等及び周辺住民の心情に配慮した計画とすること。
- 緑地等は、区域 A,B,C の合計面積の 3%以上確保するよう努めること。
- 緑化にあたっては、維持管理のしやすさに配慮した植栽計画とすること。
- 植栽計画は関係条例に適合することを前提とし、樹木等の成長に支障がないよう配慮すること。
- 落葉処理や雪囲いも含め、四季を通じて景観に配慮した植栽計画を行うこと。

#### カ その他

- 敷地出入口に、安全確保のためのミラーを設置すること。
- 敷地内に数か所、水洗(散水栓など)を設置すること。
- 通行する歩行者や車両に対して、場所や利用方法に見合った適切な屋外照明を計画すること。

## 4 建築に関する要求水準

### (1) 建築計画

#### ア 平面・階層・動線計画

- 祭壇に柩を安置→告別(読経・焼香)→最後のお別れ→入炉→収骨→退場と連続する葬送行為の流れを念頭に、諸室の配置やゆとりのある空間構成に配慮し、会葬のスムーズな進行を実現する計画とすること。
- 会葬者等と火葬炉運転業務職員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮するとともに、会葬者等にとってわかりやすく明快な計画とすること。
- 火葬集中日においても可能な限り葬家同士の輻輳を避け、会葬者等のプライバシーに配慮した計画とすること。
- 搬入経路、バックヤード等は会葬者等から見えづらいよう配慮すること。
- 建物内は全ての利用者が安全で円滑に移動でき、特段の支障なく利用できるものとする。
- 将来の火葬件数の推移、葬送形態の変化・多様化を見据え、柔軟な対応ができるよう配慮すること。
- 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各室の立体的な空間の繋がりにも配慮して計画すること。
- 施設の特性を踏まえて、利便性・機能性に配慮した階層構成とすること。
- 周辺地域に対して、建物のボリュームが与える影響や圧迫感の軽減に努めて、施設用途や機能に応じた階数設定とすること。
- 階高及び天井高は各室の機能や利用、空間計画に応じて適切な設定とすること。

#### イ 意匠計画

- 建築意匠の計画にあたっては、風土や周辺環境との調和に配慮するとともに、故人の旅立ちの場、お別

れの場として相応しいものとする。

- 施設の意匠は過度な華美を避け、会葬者等があたたく落ち着いた安らぎを感じられる色合いやデザインにするとともに、施設の目標使用年数に照らし、経年による劣化が目立ちにくいものとする。
- 会葬者等の心情に配慮し、エントランス、告別・収骨室、トイレ等多数の者が利用する場所の仕上げには、葬送の場にふさわしい材料を使用すること。
- 会葬者等の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく意匠性にも配慮すること。
- 内外装に使用する材料は、断熱方法・工法にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めること。
- 仕上材は、各機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高く、メンテナンス費用が極力掛からない設備や機材の使用に努めること。
- 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者の安全性に配慮すること。
- 経年劣化を想定した仕様とすること。また、ライフサイクルコストの低減に配慮し、交換費用が高価なものは、可能な限り避けること。
- 対候性・防汚性に優れた材料を使用するなど、清掃のしやすさ、建物の長寿命化、ライフサイクル廃棄物の削減、CO<sub>2</sub>排出量削減に資する施設となるよう工夫すること。

## ウ サイン計画

- サイン計画は分かりやすさ、ユニバーサルデザインを重視するほか、景観及び建物デザインと調和するよう工夫すること。
- 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を踏まえた計画とすること。
- 屋外の看板・サインについては、積雪時でも視認性に問題がないよう計画すること。

## エ 環境配慮計画

- 地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用するなど、環境負荷低減に向けた対策を図ること。
- 自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ること。
- 省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討した計画とすること。
- 本施設は、ZEB-Ready 認証を取得することとし、認証取得にかかる費用は事業者が負担するものとする。ZEB-Ready では評価に含まない創エネルギー技術及び蓄電設備等については、事業者の提案に委ねるものとし、当該認証基準を超える提案(ZEB 及び Nearly-ZEB)も可とする。

## (2) 構造計画

### ア 耐震安全性

- 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性の分類として、「構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A 類、建築設備：甲類」以上の耐震性能を有する計画とすること。

### イ 構造種別・基礎構造

- RC 造を基本とし、施工実績や技術の確立等により耐久性、信頼性があり、なおかつ経済性に優れ、平面計画や断面計画に応じた適切な構造種別とすること。
- 「別添資料3 地質調査結果（募集公告時に公表予定）」を参考に、建物や工作物が不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。

#### ウ 施設の使用年数

- 公共施設としての目標使用年数を 80 年としていることから、事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立案し、それに基づく材料を選定し、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。
- 施設の使用期間中に、火葬炉を含む施設内の機器が更新されることを考慮した施設とすること。

### (3) 設備計画

#### ア 基本事項

- 関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備をすべて整備すること。
- 維持管理上の作業性も含め、建築、設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- 省エネルギー及び環境負荷低減を考慮すること。
- 快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- 高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保すること。
- 遺族等の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。
- 非常時にも一定の範囲で、安全に使用できる設備とすること。
- 配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- 配線は耐久性・メンテナンス性を考慮して計画し、必要に応じて電線管やケーブルラックを使用すること。
- 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- 盤類・機器類は、入替えを考慮した形状、寸法とすること。
- 保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質とし、必要なスペースを確保すること。
- 雪害、凍害等の対策に配慮した計画とすること。

#### イ 電気設備計画

##### (ア) 電灯・コンセント設備

- 各機能、各室の用途、適性、意匠、導入コスト及びライフサイクルコストを考慮して、適切な機器選定を行うこと。
- 適正照度の確保、グレアの防止に努めること。
- 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- 照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。
- トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。
- 外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯の可能な方式とすること。
- 照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとする。
- コンセントは諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。また、「ス

「マートシティ会津若松」の推進の観点から、デジタル機器を円滑に利用できるようにコンセント等の充実を図ること。

#### (イ) 動力設備

- 空調機、ポンプ類、ボイラー、火葬炉設備等、必要な設備に電源を供給すること。
- 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は火葬炉監視・制御室又は事務室で受信できることとし、各動力制御は火葬炉監視・制御室又は事務室で中央管理できるようにすること。

#### (ウ) 避雷設備

- 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び関連法令に基づき設置すること。

#### (エ) 受変電設備

- 高圧受電とし、屋内若しくは屋外に受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。なお、屋外に受変電設備を設置する場合は、耐候性に配慮すること。
- 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- 電気事業法、消防法等の関係法令、火災予防条例及び所轄消防署の指導等に従って設置すること。
- 変電設備は積雪・ハザード等の条件を考慮し、安全性を確保することのできる形式及び配置とし、保守、増設スペース等を確保すること。
- 省エネルギーやメンテナンス性を考慮した機器を選定すること。
- 幹線設備として各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること。

#### (オ) 静止型電源設備

- 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。
- 事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

#### (カ) 発電設備

- 屋内若しくは屋外に災害時等に対応するための発電設備を設ける。なお、屋外に発電設備を設置する場合は、耐候性に配慮すること。
- 発電設備は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置すること。
- 発電設備は、火葬炉設備及び火葬炉室、事務室、トイレ等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、3日間(最大6基×3回転/日)以上運転できる仕様とすること。なお、燃料もこれに対応した貯蔵量とすること。
- 非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。
- 災害時に使用できる非常用コンセントを必要箇所に設置すること。設置箇所及び個数は事業者の提案による。
- 太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること。この場合、発電した電力は事業用地内で消費すること。

#### (キ) 情報通信設備

- 施設内にインターネット回線を引き込み、事務室及び必要な室に情報コンセントを整備すること。

- 予約システム・運営支援システムの運用を含め、新斎場の運営に必要な LAN 設備(来館者用の無線 LAN設備含む)を整備すること。

#### (ク) 電話設備

- 事務室まで電話回線を引き込み、外部との通信を可能とする電話設備を設置すること。外部通信機能に必要な回線数や交換機の有無等は、維持管理・運営業務の効率性を考慮し、事業者の提案に委ねるものとする。
- 施設内の連絡用として、必要な室に内線電話機能を有する電話設備を設置すること。

#### (ケ) 案内表示設備

- 予約システム・運営支援システムと連動し、利用者に情報提供を行う表示器等を設置すること。予約システム・運営支援システムの詳細は「第4の7 予約システム・運営支援システム整備業務」を参照すること。

#### (コ) 時計設備

- 事務室をはじめ、施設内に適宜時計を設置すること。

#### (カ) 放送設備

- 関係法令等による避難等のための非常放送設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- 施設案内用の放送設備は、待合室ごとの呼び出し・BGM への対応など、維持管理・運営業務の効率性を考慮して計画すること。
- 避難等のための非常放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

#### (シ) 誘導支援設備

- ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を設置すること。
- 昇降機設備、多機能トイレ、その他必要箇所に非常用呼出ボタン等を設置すること。表示窓の点灯と音等で周囲に知らせるほか、事務室への移報・表示を行うこと。
- 事業者において必要であると判断する場合には、来庁者用エントランスや車いす利用者用駐車場付近にインターホンを設置し、事務室にて応答できるようにすること。

#### (ス) テレビ受信設備

- 待合室各室において地上デジタル放送が視聴できるよう整備すること。その他の室については事業者の提案に委ねることとする。
- 受信料等は事業者の負担とする。

#### (セ) テレビ電波障害防除設備

- 事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設置すること。

#### (ソ) 監視カメラ

- 防犯用及び火葬炉監視用の監視カメラを設置し、事務室及び火葬炉監視・制御室に設置するモニターにて施設内外の状況を確認できるようにすること。
- 監視カメラの映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案に委ねるものとする。

- 監視カメラ及びモニターの設置場所・台数は以下を基本とし、事業者の提案内容に応じて適切な場所に適切な台数を設置すること。

排気筒監視用カメラ	
形式	ズーム式カラーカメラ(可動式:屋外仕様)
数量	全排気筒を監視可能な数量
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式
屋外監視カメラ	
形式	ズーム式カラーカメラ(可動式:屋外仕様)
数量	敷地出入口(区域C) 1台以上 駐車場(区域A・B・C) 1台以上(駐車場全域をカバーできる台数)
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式
屋内監視カメラ	
形式	ドーム型カラーカメラ(可動式)
数量	・車寄せ 1台以上 ・エントランスホール 1台以上 ・待合スペース 1台以上 ・火葬炉室 1台以上
モニター	
形式	カラー液晶型
数量	2台以上(事務室1台以上、火葬炉監視・制御室1台以上)

#### (タ) 自動火災報知設備

- 関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。
- 警報が作動した場合は自動的に警備会社に通報するものとし、非常放送設備と連動した設備とすること。

#### (チ) 中央監視設備

- 中央監視システムを構築し、火葬炉に関する事項は火葬炉監視・制御室で、空調設備、監視カメラ、自動火災報知設備等は事務室で監視及び制御を行うことのできる設備とすること。
- 監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。

#### (ツ) 計量設備

- 省エネルギーへの取組みを念頭に、適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- 自動販売機や売店等、販売業務に使用する光熱水費を別途計量できるようにすること。

### ウ 機械設備計画

#### (ア) 空気調和設備

- 会葬者等及び職員等の快適性を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- 空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全が図られるよう設置すること。
- 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。

- 空調方式は、ゾーニング計画を基に室内環境の快適性、室内環境の維持、機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案に委ねるものとする。
- 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは、光熱費を含むランニングコストの低減に配慮して比較検討した上で、事業者の提案に委ねるものとする。
- 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。
- ドレン排水は関係法令に則って適切に処理すること。

#### (イ) 換気設備

- 建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案に委ねるものとする。
- 特に、告別・収骨室、多目的室、火葬炉室等は、諸室の特性を考慮して換気量の設定及び脱臭設備の設置等を検討すること。
- 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- 各室について臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。
- 全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。

#### (ウ) 排煙設備

- 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙を行うことのできる設備とすること。

#### (エ) 衛生器具設備

- 高齢者、障がい者等も含めたすべての利用者が使いやすい器具を採用すること。
- 節水型の器具を採用すること。

#### (オ) 給水設備

- 災害時を想定し、本施設の運営が3日間対応可能な水量を確保すること。
- 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。
- 災害時に取り出すことができるよう、緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備すること。
- 植栽や緑地への散水や屋外での給水が効率的に行われるよう考慮すること。
- 雨水の再利用は事業者の提案とするが、将来を含めた経済性を十分に検討して可否を判断すること。

#### (カ) 給湯設備

- 必要温度及び必要湯量を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- 給湯設備を設置する部屋及び方式は、事業者の提案に委ねるものとする。

#### (キ) 排水設備

- 滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。

#### (ク) 消防設備

- 消防法等の規定に基づく消防設備等を設置すること。

#### (ケ) 浄化槽設備

- 関係法令等の規定に基づき、合併処理浄化槽を整備すること。

- ・ 基準水質まで処理された排水を敷地外の水路へ放流することし、水路管理者と協議すること。

## エ その他設備計画

### (ア) 燃料保管設備

- ・ 災害発生時にも、火葬炉設備及び火葬炉室、事務室、トイレ等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、3日間(最大6基×3回転/日)以上運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。
- ・ 関係法令等を遵守したものとすること。

### (イ) 昇降機設備

- ・ 必要な能力を有するエレベーター等を適切な場所に設置すること。
- ・ 会葬者が利用する昇降機設備は、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるものとすること。
- ・ 昇降機設備を設置する際は、地震時管理運転機能、火災時管理運転機能及び停電時自動着床装置を有しており、一般放送・非常放送等に対応すること。

## (4) 各室計画

各室については以下に示す要求水準とともに、「別紙4 諸室リスト」、「別紙5 什器・備品リスト」などの内容を踏まえて計画すること。なお、各室の面積については、具体的な数値の記載があるものを除き、事業者の提案に委ねるものとする。

なお、以下は最低限必要な諸室及び性能を示したものであり、会葬者等へのサービス水準の向上や、職員等の執務空間としての機能向上等を念頭に、以下に示すほか必要な諸室や性能については事業者の提案に委ねるものとする。

### ア 火葬部門

諸室等	要求水準
車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを確保すること。</li> <li>・ 降雨時でも遺族・会葬者及び柩等が濡れることのないよう、十分な大きさの庇等を設けること。</li> </ul>
風除室・エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬集中日においても会葬者同士が交錯することのないよう、十分な広さを確保すること。</li> <li>・ 会葬者等に分かりやすい案内表示を設けること。</li> <li>・ 同時間帯に2葬家が到着もしくは解散となる場合を考慮し、十分な広さのエントランスホールを確保する又はメイン出入口を2か所設けるなどの工夫を行うこと。</li> </ul>
告別収骨室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉前空間、告別室、収骨室の機能が一体となった部屋を、火葬炉に対して2炉1室形式で2室、1炉1室形式で2室の計4室設けること。</li> <li>・ 通常1室あたり25名程度の利用を想定し、60㎡程度の面積を確保すること。ただし、施設又は運用上の工夫により、50名程度の告別・収骨に対応できるよう計画すること。なお、50名程度の利用は年数回を想定している。可動間仕切りを用いて臨時的に4室のうち2室を1室として利用できる提案を認める。可動間仕切</li> </ul>

諸室等	要求水準
	<p>りを用いる場合は、操作性や防音性に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者等のプライバシーに配慮し、防音性に配慮した計画とすること。</li> <li>特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。</li> <li>会葬者等が焼香して柩を囲んで最後のお別れができる空間とすること。</li> <li>会葬者等が集まり収骨するスペースを確保すること。収骨は台車から直接収骨する方式とし、高温の台車に接しないよう会葬者等の安全性に配慮すること。</li> <li>祭壇、遺影立て等を設置すること。</li> <li>柩台車や炉内台車の移動を踏まえ、十分なスペースの確保、重量に耐えられる床材の選定などに配慮すること。</li> <li>焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。</li> </ul>
収骨準備室 (スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者が収骨を行う前段として、職員が火葬炉から出炉した焼骨を整える場所を確保すること。</li> <li>告別収骨室もしくは炉内台車庫と兼用することも可とし、収骨台車の移動を考慮して十分なスペースを確保すること。</li> </ul>
火葬炉室・ 火葬炉機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉の他、炉から排出される熱・ばい煙・臭気等を冷却・無煙化・無臭化する機械設備を設置すること。</li> <li>火葬炉運転業務の従事者の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・振動・温湿度等を十分検討し、良好な作業環境を保つこと。</li> <li>台車等の整備や材料等の保管の作業スペースを確保すること。</li> <li>火葬炉の保全管理や更新を踏まえた計画とすること。</li> <li>排気筒は、周辺からの見え方に配慮すること。</li> </ul>
炉内台車庫 (スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉内台車やその補修機材等を保管する場所を確保すること。</li> </ul>
火葬炉監視・制 御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉の運転状況や各種計器の情報を一元管理する部屋を計画すること。</li> <li>火葬炉室内を見渡せる位置に配置すること。</li> </ul>
残灰保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>収骨後、台車上に残った残骨灰や、集じん装置により捕集した飛灰を一時的に保管する場所を計画すること。</li> <li>排出の際に会葬者の目に触れることのないような配置とし、直接外部とつながる搬出口を設けること。</li> </ul>
電気・機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の電気設備、空調・換気設備等を設置する場所を計画すること。</li> <li>受変電設備など各種設備を提案に応じて適宜配置すること。なお、受変電設備及び非常用発電機の設置を屋内とするか屋外とするかは事業者の提案に委ねることとする。</li> <li>増設・更新スペースを適宜確保し、機器搬出入やメンテナンス、周辺住宅への騒音防止に配慮すること。</li> </ul>
柩運搬車庫 (スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>柩運搬車を収納する場所を確保すること。</li> <li>エントランスから入炉までの動線上で支障のない配置とすること。</li> </ul>

諸室等	要求水準
火葬業務職員用諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に火葬炉室で作業する職員が使用する場所として、休憩室、更衣室(男女別)、トイレ(男女別)、洗濯室、シャワー室(男女別)、給湯スペースを設けること。</li> <li>なお、火葬炉室で作業する職員と会葬者等の動線が交錯しないように、上記諸室は火葬炉室から会葬者等が利用する空間を經由せずに利用できること。</li> </ul>

## イ 待合部門

諸室等	要求水準
待合ロビー	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行の支障にならないスペースは複数の葬家の会葬者等が待機する共有スペースとして活用すること。</li> <li>遺族や会葬者がくつろげる空間とし、ソファ等家具を配置すること。</li> </ul>
待合室	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常1室あたり25人程度の利用を想定し、60㎡程度の室を6室設けること。ただし最低1室は最大50名程度の利用にも対応できるようにすることとし、可動間仕切りを用いて臨時的に6室のうち2室を1室として利用できる提案を認める。可動間仕切りを用いる場合は、操作性や防音性に配慮すること。</li> <li>洋室を基本とし、各待合室内には小上がりの畳スペースを設けること。</li> <li>飲食を想定し、収容人数が同時に会食できるようなテーブル、椅子、給湯設備及び必要備品(ポット、茶碗等)の収納棚等を設置すること。</li> <li>会葬者等の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間にするとともに、窓からの景観や遮音性について十分に配慮すること。</li> </ul>
多目的室(大)	<ul style="list-style-type: none"> <li>到着した会葬者の一時的な待機など、多目的に対応できる場所として、エントランスホールの近くに40㎡程度の部屋を1室計画すること。</li> <li>外部からの出入口を設けること。</li> </ul>
授乳室・ベビールーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児への授乳やおむつ交換等を行う部屋を、プライバシーに配慮しながら、利用しやすい場所に計画すること。</li> </ul>
キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬が終了するまでの間、幼児等が過ごす共有スペースを、待合ロビーの近くに計画すること。</li> </ul>
会葬者用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族・会葬者専用の更衣室を男女1室ずつ計画すること。</li> </ul>
自動販売機コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料・軽食等が販売できる自動販売機を1基以上設置するスペースを設けること。なお、事業者負担により、有人対応による売店スペースの設置も可とする。</li> <li>商品搬入車の経路、バックヤードが会葬者等から見えないように配慮すること。</li> </ul>
救護室(スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者等が滞在中に具合が悪くなった際に一時的に休息をとるための場所を確保すること。</li> <li>事務室の近く、又は事務室の一角に計画する。事務室の一角とする場合、プライバシーに配慮して間仕切り等を設けること。</li> </ul>

## ウ 管理部門

諸室等	要求水準
事務室・受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体の管理と斎場利用に係る事務手続きを行うために、50 m<sup>2</sup>程度の部屋を1室計画すること。</li> <li>会葬者が一見して受付を認識しやすい配置とすること。</li> <li>職員が会葬者等の出入りを把握しやすい位置に計画すること。</li> </ul>
職員用諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が使用する場所として、休憩スペース、給湯スペース、更衣室(男女別)を事務室の近く、又は事務室の一角に計画すること。</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の会議、来訪者への対応等を行うために、20 m<sup>2</sup>程度の部屋を事務室の近くに1室計画すること。</li> </ul>
業者控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬が終了するまでの間、葬祭業者職員が待機する場所を待合室の近くに計画すること。</li> </ul>
多目的室(小)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者送迎バスの運転手の待機、僧侶・斎主等の宗教関係者の待機など多目的に対応できる場所を計画すること。</li> <li>1階に配置し、外部から直接出入りできる計画とすること。</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃等の維持管理用具や消耗品類、事務用備品や書類等を保管する場所を確保すること。</li> <li>適宜分散して配置すること。なお、そのうち1室は15 m<sup>2</sup>程度の広さとし、外部からの出入口を設けること。</li> </ul>
小型除雪機倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型除雪機を設置する倉庫を設けること。</li> <li>外部から直接出入りできる計画とすること。</li> </ul>

## エ その他

諸室等	要求水準
廊下・階段・エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して計画すること。</li> <li>廊下の床面は滑りにくい仕上げとし、通行、資器材の搬入及び避難等に支障がないよう適切な幅員を確保すること。</li> <li>会葬者等が利用しやすい位置に乗用エレベーターを1基以上設置すること。うち1基は、ストレッチャーの出し入れが容易な大きさのものとする。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレ及び洗面台等を設けること。待合室付近に配置するほか、遺族・会葬者及び職員等それぞれが利用しやすい位置に必要な規模で適宜分散して計画すること。なお、多機能トイレについては、各階に1箇所以上設けること。</li> <li>遺族・会葬者と職員等のトイレを兼用することを認める。ただし火葬業務職員用のトイレは「火葬業務職員用諸室」に記載のとおり専用で設けること。</li> <li>多機能トイレには、オストメイト対応設備、多目的シート、フィッティングボード、呼出しボタン、タッチ式洗浄ボタンを設置すること。</li> </ul>

## 5 火葬炉に関する要求水準

### (1) 基本要件

#### ア 火葬炉に求める基本性能

- ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- 会葬者等の火傷防止等、安全に十分配慮した計画とすること。
- 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- 火葬に係る作業全般において、快適で安全な作業環境を確保し、極力自動化を図ることによりコストの削減を図ること。
- 維持管理や将来のオーバーホール等が容易な構造とすること。
- 災害発生時の対応を考慮した設備とすることとし、火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了するよう計画すること。
- 関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、事業者が責任をもって完備すること。

#### イ 火葬計画

##### (ア) 設置基数等

区分	基数	対応棺寸法 奥行×幅×高さ(mm)	遺体重量	柩重量	副葬品重量
人体炉	6基	2,100×650×600 程度	～120kg	25kg	5kg

##### (イ) 火葬計画

- 人体及び死体(死胎を含む)及び死産児(妊娠4か月未満)、人体の一部、改葬のための火葬の取り扱い、本施設への柩の受け入れから、火葬、冷却、収骨までの所要時間として、概ね 2 時間以内を想定し、内訳として、告別 15 分、火葬・冷却 75 分、収骨 20～30 分を基本とする。
- 1 日の火葬件数は、最大 14 件/日として計画すること。ただし、大規模災害時にはこの限りでない。
- 原則として、火葬炉の点検・修繕等のために休炉が必要な場合は休業日(友引)や火葬需要が比較的少ない時期に実施するものとするが、一部の炉を休止する場合であっても、最大 10 件/日を火葬可能な計画とすること。

#### ウ 火葬炉主要機能

##### (ア) 火葬時間

- 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること(ただし遺体重量 80kg 以上はその限りでない)。
- 冷却時間(炉内冷却+前室冷却)は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度になるものとする。

#### (イ) 使用燃料

事業者において、災害時対応やライフサイクルコスト等も含めて検討し、最適と判断した燃料を提案すること。

#### (ウ) 主要設備方式

##### a 炉床方式

- 台車式とする。

##### b 排ガス冷却方式

- ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

##### c 排気方式

- 強制排気方式とし、2 炉 1 排気系列とするか、1 炉 1 排気系列とするかは、事業者の提案とする。
- 2 炉 1 排気系列の場合であっても、1 排気系列内の火葬炉が同時運転可能な性能を有すること。ただし、同時点火を可能とする性能は求めない。
- 異なる排気系列との接続は行わない。ただし、緊急時については、安全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に接続し、火葬の継続が可能な性能とする。

#### (エ) 燃焼監視・制御

- 各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。
- 記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能とすること。

#### (オ) 安全対策

- 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するよう緊急時回路を設置するものとする。
- 火葬炉運転業務の従事者の安全性確保、事故防止には十分配慮すること。
- 火葬炉運転業務の従事者の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温(断熱)工事を行うこと。
- 自動化した部位については、すべて手動操作が可能とよう設計すること。

#### (カ) 異常・非常時の運転

- 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- 停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- 非常用の発電設備は上記条件の他、「第3の4 (3)イ(カ) 発電設備」を参照して整備すること。

#### (キ) その他条件

- 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。
- 可能な限り、他メーカーでの更新対応が可能な機器配置とすること。

## エ 公害防止基準

新斎場は以下の公害防止基準に則るものとする。

なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

また、特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

### (ア) 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値については、1 排気筒出口において次の基準値以下とすること。

項目	基準値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	30 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下
塩化水素	50 ppm 以下
一酸化炭素	30 ppm 以下
ダイオキシン類濃度	1.0 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下

※ 基準値は酸素濃度 12%換算値(1工程の平均値)とする。

### (イ) 悪臭に係る基準

特定悪臭物質については、1 排気筒出口において次の基準値以下とすること。

項目	基準値(ppm)
アンモニア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下
硫化水素	0.02 以下
硫化メチル	0.01 以下
二硫化メチル	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
スチレン	0.4 以下

項目	基準値(ppm)
キシレン	1 以下
プロピオン酸	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.001 以下

臭気濃度については、次の基準値以下とする。

項目	基準値(臭気濃度)
排気筒出口における値	500
敷地境界における値	10

#### (ウ) 騒音に係る基準

騒音については、次の基準値以下とすること。

項目	基準値(dB)
告別・収骨室(全炉稼働時)	60
敷地境界(全炉稼働時)	50
作業室内(全炉稼働時)	80
作業室内(1炉稼働時)	70

### オ 性能試験

着工前、竣工時及び新斎場供用開始後は年 1 回、市立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。

#### (ア) 基本条件

- 排ガス等の検査は、精度管理を適切に実施し、法的資格を有する第三者機関に委託すること。
- 事業者は、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した「性能試験実施要領」を作成すること。なお、試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとすること。
- 事業者は、「性能試験実施要領」に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。
- 事業者は、運営期間中、定期検査によって公害防止基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合、速やかに市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案の上、該当する排気系列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。なお、他の炉の改善策の実施や運転再開については、市と協議の上決定すること。

#### (イ) 着工前調査

- 着工前に、現況を把握するため、事業用地境界において大気、悪臭、騒音の測定を行うこと。
- 測定地点は、市と協議の上決定すること。

#### (ウ) 竣工時検査

- 竣工時に、大気、悪臭、騒音の測定を行うこと。なお、大気、悪臭の検査は、新斎場引渡し日の 2 週間

以内に実施すること。

- 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- 事業用地境界における悪臭の測定は、事業者の提案する運営計画上最大稼働数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- 騒音に関する測定は、竣工時の全炉運転(空運転)時に行うこと。

#### (工) 定期検査

- 毎年1回、大気、悪臭の測定を行うこと。
- 測定時期及び測定対象系列(毎年 1 系列)は、その都度市が指定する。測定時期は、火葬炉設備(火葬炉及びフィルター含む)の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。

#### (オ) その他

- 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

### (2) 機械設備

#### ア 共通事項

##### (ア) 一般事項

- 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- 機器配置の際は、点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
- 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。

##### (イ) 歩廊、作業床、階段工事

- 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- 必要に応じて手摺又はガード、梯子(高さが2m以上の場合、背カゴ)を設ける等転落防止策を講じること。
- 歩廊は、原則として行き止まりを設けないこと。(2方向避難の確保)
- 階段の傾斜角(原則として 45 度以下)、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

##### (ウ) 配管工事

- 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- 建築物の貫通部及び配管支持材は面取りし、美観を損なわないよう留意すること。
- 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- バルブ類は、定常時の設定(例:常時開)を明示すること。

##### (エ) 保温・断熱工事

- 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。

- 使用箇所に適した材料を選定すること。
- 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

#### (オ) 塗装工事

- 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。
- 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- 塗装材は、塗装箇所に応じて耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- 配管は各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

#### (カ) その他

- 火葬業務に支障の生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えができること。
- 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- 本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

### イ 燃焼設備

#### (ア) 主燃焼炉

形式	台車式
数量	人体炉 6 基
炉内温度	800℃～950℃
付属品	炉内圧力計、炉内温度計、その他必要なもの一式

- ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の侵入がない構造とすること。
- 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- 炉の構造は、柙の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよく、維持管理面を考慮したものとする。
- デレッキ操作をすることなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- 省力化を考慮し、自動化を図るとともに操作が容易な設備とすること。
- 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。

#### (イ) 断熱扉

数量	6 面
----	-----

- 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

### (ウ) 炉内台車

数量	6 台以上
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

- 人体炉用、予備を含め、付属品とともに必要台数を備えること。
- 柙の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする。
- 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- 台車の表面は、目地無しの一休構造とするなど、メンテナンス性に配慮すること。
- 六価クロム対策を講ずること。方法は事業者の提案とする。

### (工) 炉内台車移動装置

数量	6 台以上
付属品	必要なもの一式

- 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとする。
- 故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。

### (オ) 再燃焼炉

形式	主燃焼炉直上式
数量	6 台
炉内温度	800℃～950℃

- 燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- 最大排ガス量(主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量)時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。

### (カ) 主燃焼炉用バーナ

数量	6 基
燃料	事業者の提案に委ねるものとする。
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式(故障時には手動で傾動が可能なこと)
操作方式	自動制御(手動への切り替えができること)
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- 低騒音で安全性が高いこと。
- 難燃部に火炎を照射できること。

#### (キ) 再燃焼炉用バーナ

数量	6 基
燃料	事業者の提案に委ねるものとする。
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御(手動への切り替えができること)
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- 低騒音で安全性が高いこと。
- 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。
- 自動制御の場合は、故障時には手動への切り替えが可能なものとする。

#### (ク) 燃焼用空気送風機

数量	6 基
風量制御方式	バーナ特性に応じた制御方式

- 容量は、実運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- 低騒音、低振動のものとする。

### ウ 通風設備

#### (ア) 排風機

- 容量は、実運転に支障のないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。
- 低騒音、低振動であること。

#### (イ) 炉内圧制御装置

- 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- 炉内圧力の制御は、炉ごとで単独に行うこと。
- 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料を選定すること。
- 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

#### (ウ) 煙道

- 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- ダストの堆積がない構造とすること。
- 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- 排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

#### (エ) 排気筒

- 短煙突を採用し外部から見えにくくすること。
- 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。

- 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置する場合は、排ガス基準の順守や保守管理が適切に行える仕様にすること。
- 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。
- 屋上に設備機器等を設置する場合は、排気筒からの排気により機器の耐久性等に影響が生じないよう配慮して計画すること。

## 工 排ガス冷却設備

### (ア) 排ガス冷却器

- 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- 耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- 排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- 温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

### (イ) 排ガス冷却送風機

- 容量は、運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができるものとする。
- 低騒音及び低振動とすること。

## オ 排ガス処理設備

### (ア) 集じん装置

形式	バグフィルター
数量	排気系列に応じた数量
処理風量	余裕率 15%以上
設計ガス温度	出口温度 200℃以下

- 処理ガス量は、実運転に支障のないよう余裕をもった計画とすること。
- 排ガスが偏流しない構造とすること。
- 排ガス濃度は、「第3の5 (1)エ 公害防止基準」によること。
- 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部(専用容器)へ移送すること。
- 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- 結露対策として、加温装置を設置すること。
- ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障のないよう余裕をとること。
- ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

### (イ) 集じん灰排出装置

- 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部(専用容器)へ自動で移送できる構造とすること。

- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

(ウ) 触媒装置

- ・触媒装置の設置は事業者の提案に委ねる。なお、触媒装置を設置しない場合でも、排ガス中のダイオキシン類を適切に除去し、「第3の5 (1)エ 公害防止基準」に示す基準を遵守すること。

カ 付帯設備

(ア) 炉前化粧扉

数量	6 組
主要部材質	ステンレス製

- ・遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとする。
- ・人体炉用の表面意匠は、最期の別れにふさわしいデザインについて十分に考慮すること。

(イ) 前室

数量	6 基
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、最短で 15 分以内で収骨可能な能力とする。

- ・会葬者等の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

(ウ) 残骨灰、集じん灰吸引装置

a 残骨灰用

円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

吸引装置	数量	事業者の提案による
集じん装置	数量	事業者の提案による
	払落とし方式	自動

b 集じん灰用

円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

吸引装置	数量	事業者の提案による
集じん装置	数量	事業者の提案による
	払落とし方式	自動

c 吸引口

円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

数量	残骨灰用	事業者の提案による
	集じん灰用	事業者の提案による

	前室用	事業者の提案による
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式	

- 台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- 自動で灰の搬出(灰排出装置から吸引装置へ)が行えるよう整備すること。
- 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、別室にも吸引口を設けること。
- 容量は、実運転に支障のないものとする。

### (工) 柩運搬車

形式	電動走行式(充電器内蔵)
数量	提案による

- 炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とすること。
- 柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- 炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。
- バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。
- 停電時においても電動走行に支障のない充電体制を構築すること。

### (オ) 炉内台車運搬車(収骨及び炉内台車搬送用)

形式	電動走行式(充電器内蔵)
数量	提案による
その他	柩運搬車との兼用を可とする。

- 炉内台車を運搬するための専用台車とするが、柩運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とし、必要台数を整備すること。
- 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。
- 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。
- 停電時においても電動走行に支障のない充電体制を構築すること。
- 会葬者等が火傷するおそれのない構造とすること。

### (カ) 燃料供給設備

- 各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

## (3) 電気・計装設備

### ア 一般事項

- 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。

- ・ 運転管理は現場操作盤及び火葬炉監視・制御室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が制御室より優先されるシステムとすること。
- ・ 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- ・ 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案に委ねるものとする。
- ・ 火葬炉に係る電気系統に子メーターを設置し、適切な系統分けを行うこと。

監視項目	区分	制御			中央監視制御			現場操作盤		
		自動 (主な制御対象装置)	手動	指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報
主燃料バーナ火災	○	燃烧バーナ		○		※失火時、 手動切替時	○	○		○
再燃料バーナ火災	○	燃烧バーナ		○		※失火時、 手動切替時	○	○		○
主燃料炉内温度	○	燃烧バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃烧バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排煙濃度	○	燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示				○		○		○		
燃料消費量				○				○		○
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉の主燃 炉、再燃炉ごと		○		○ ※バーナ点火時		○		
集じん装置 稼働積算時間		各集じん装置 ごと				○				
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○	燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁 作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止		各火葬炉設備 ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧		残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○	○

## イ 機器仕様

### (ア) 一般事項

- ・ 配線は、エコ仕様のものであり、動力用はEM-CEケーブル等、制御用はEM-CEE/Fケーブル、CEE/F-Sケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- ・ ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・ 盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・ 盤類は原則として防じん構造とすること。
- ・ 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報等必要十分な

項目を設定すること。

- 各電動機には、原則として現場操作盤を設置すること。
- 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

#### (イ) 動力制御盤

- 形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- 事業者の判断により、適所に分割して設置することも可とする。

#### (ウ) 火葬炉現場操作盤

- 運転状況の表示はカラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。
- 操作機器、計装計器、異常警報装置を備え、各機器の操作が手動で行えること。
- インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとする。

#### (エ) 中央監視制御盤

- 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとし、必要な運転情報等の表示及び記録を行えるものとする。
- プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、外部の記憶装置に保存できるものとする。また、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結果を印字できること。なお、各計測データは連続して記録するものとする。
- 各炉のすべての機器の手動操作を、中央監視制御盤により行えるものとする。
- 停電によるシステム障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案に委ねるものとする。

#### (オ) 炉前操作盤(化粧扉開閉用)

- 炉前化粧扉の操作機能を有するものとする。

#### (カ) 計装制御装置

- 火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は火葬炉現場操作盤で行うこととするが、制御室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

### (4) その他

#### ア 保守点検工具等

事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。

#### イ 収骨用具・その他必要な用具等

収骨用具、その他火葬を行うにあたって必要な用具等について、「別紙5 什器・備品リスト」を参照して整備すること。

## 第4 施設整備業務

### 1 総則

#### (1) 基本要件

事業者は、要求水準書及び提案書に基づく施設の完成を確実に実現できる体制を整えるとともに、設計企業、建設企業及び火葬炉企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施すること。

#### (2) 業務範囲

施設整備業務に係る業務範囲は、次のとおりとする。

- 供用開始までの統括管理業務
- 各種調査業務
- 設計業務
- 建設業務
- 解体撤去業務
- 予約システム・運営支援システム整備業務

#### (3) 実施体制

##### ア 施設整備総括責任者及び各業務責任者

施設整備業務の全体を総合的に把握し調整を行う「施設整備業務総括責任者」及び設計業務、建設業務、解体撤去業務の区分ごとに業務全般を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めて、業務開始前に市に届けること。なお、施設整備業務総括責任者は各業務の業務責任者を兼務することができる。

各責任者は、市と速やかに連絡が取れる体制とすること。

##### イ 各業務担当者(担当技術者)

各業務には、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を配置する。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

## 2 供用開始までの統括管理業務

#### (1) 業務概要

施設整備業務に関して、事業者が実施する個別業務について、施設整備期間の全期間にわたり、適切な管理体制を構築し、総合的かつ包括的に統括して管理すること。

#### (2) 進捗管理・報告

事業者は、施設整備業務の実施にあたり、要求水準書及び提案書を基に以下の書類を作成の上、市に提出して確認を受けること。

## ア 事業スケジュール表

事業者は、設計業務着手時に、各種調査、設計(基本設計・実施設計)、建築確認申請等の行政関連手続き、建設工事、解体工事、市への引渡し時期等に関して記載した事業スケジュール表を作成して市に提出すること。進捗状況により変更が生じた場合は必要に応じて更新し、市に報告すること。

## イ コスト管理計画書

事業者は、基本設計の着手時、基本設計完了時、実施設計期間中、建設工事着手前(実施設計完了時)、建設工事途中の毎事業年度末、建設工事完了時、解体工事着手時、解体工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、市に提出すること。なお、実施設計期間中については、中間時点及び中間時点以降に月1回程度、建設費の概算額を市に報告すること。

各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に市と協議の上、作成すること。建設工事着手前(実施設計完了時)のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、事業者はこれに基づき、コストの適正な管理を行うこと。

業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を当該部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に市に提出し、変動部分の取扱いや対応について協議を行うこと。

## ウ その他提出書類

事業者は各業務の実施にあたり、必要な書類を定められた時期に提出すること。詳細は、各業務における提出書類を参照すること。また、市からの申し出があった場合は、追加資料等の提出に応じること。

## (3) 施設整備業務に係るセルフモニタリング

事業者は、施設整備業務についてセルフモニタリングを実施すること。セルフモニタリングの実施に際しては、下記の書類を作成・提出すること。セルフモニタリングの結果により、要求水準未達の恐れがあると判断した場合は、速やかに市に報告の上、改善方法について検討し、改善すること。

なお、市は事業者の業務サービス水準を確認するため、書類の確認のほか、随時現地における確認を行う。市が実施するモニタリングについては「モニタリング実施要領等(募集公告時に公表予定)」を参照すること。

### ア セルフモニタリング実施計画書

業務開始日の1か月前まで(ただし、設計業務については業務開始日まで)に、自らの提案書及び要求水準書に規定する内容を踏まえ、自らが実施するセルフモニタリングの時期、項目及び内容、方法等を示した「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、市の承認を得ること。

「セルフモニタリング実施計画書」の作成にあたっては、要求水準書に規定する内容及び市が実施するモニタリングとの連携を前提に、セルフモニタリングの項目、方法等を提案するものとし、市と協議の上、内容を定めること。また、各業務が要求水準を満たしていることを客観的に確認する仕組みを導入すること。

### イ セルフモニタリング実施報告書

「セルフモニタリング実施計画書」に基づいてセルフモニタリングを実施し、当該計画書に定めた時期に「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、市に提出・報告すること。

「セルフモニタリング実施報告書」の作成にあたっては、セルフモニタリングの結果を取りまとめるほか、自らの達成度や成果等について分析・評価を行うこと。

#### (4) 維持管理・運営との調整

本事業が施設整備と維持管理・運営を包括で実施するDBO方式であることを踏まえ、積極的に施設整備グループと維持管理・運営グループ合同の会議を開催し、維持管理・運営業務を見据えた設計・建設業務が実施できるように調整を行うこと。

### 3 各種調査業務

#### (1) 業務概要

事業者は、要求水準を踏まえて官公庁許認可手続きに関連して必要となる事前調査及び下記に示す敷地測量、周辺家屋調査の他、必要に応じて地質調査、電波障害対策調査、土壤汚染調査、既存建築物に係る調査(ダイオキシン、アスベスト類等)などを行うこと。

##### ア 地質調査

本施設の事業用地の地盤状況を「別添資料3 地質調査結果（募集公告時に公表予定）」に示すが、当該資料の内容については事業者の責任において解釈し利用すること。なお、設計にあたり、事業者において適宜確認及び必要な調査を実施すること。

##### イ 敷地測量

本事業用地の範囲は「別紙2 事業用地図」に示すとおりである。事業者は、区域 A(現斎場敷地)及び区域 B(現駐車場敷地)について境界確定のための境界立会い及び確定測量を適切な時期に実施すること。なお、市は境界確定のために必要な支援を行うものとする。事業者は、確定測量の実施後速やかに、境界を確定した各敷地の確定測量図を作成し、市に提出すること。

また、確定した事業用地について、市にて実施を予定している合筆登記手続きに必要な書類作成を行うこと。

##### ウ 周辺家屋調査

事業者は、工事着手前及び工事完了後に周辺家屋調査を実施すること。工事完了後の周辺家屋調査において、工事に起因する破損等が認められた場合は、市に報告の上、現況復旧など適切に対応すること。

##### エ 既存建築物に係る調査

市が実施する既存建築物(現斎場)のダイオキシン及びアスベスト類の調査結果を「別添資料4 アスベスト調査結果（募集公告時に公表予定）」、「別添資料5 ダイオキシン類調査結果（募集公告時に公表予定）」に示す。事業者は、必要に応じて既存建築物に係る調査を実施すること。なお、PCB 含有機器については既に交換済みであることを確認している。

別添資料に示すもの以外にアスベスト、ダイオキシン類等が発見された場合は法令及び各種契約書に基づき適切に対応すること。

#### (2) 要求水準

- 業務に必要な調査については、事業者の責任で行い、関係法令に基づき業務を実施すること。
- 各種調査において必要となる近隣への説明及び調整等は、事業者にて実施すること。

- 各種調査が及ぼす影響(交通面、施設利用面、騒音・振動等)を最小限に抑える工夫を行い、問題発生時には適切な対応を行うこと。
- 着手前に各種調査計画書を作成し、市に提出するとともに、業務完了後は調査結果をまとめた報告書を作成して市に提出すること。

### (3) 提出書類

- 各種調査計画書
- 各種調査結果報告書
- 確定測量図
- その他(各種協議・打合せ議事録など)

## 4 設計業務

### (1) 業務概要

事業者は、要求水準書、提案書及び各種契約書に基づき、所定の資格・能力を有する者(一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士等)により、市と十分に協議を行いながら、事業者の責任において基本設計及び実施設計、各種許認可申請手続き、設計意図伝達を行うこと。

#### ア 基本設計

基本設計は、要求水準書及び事業者の提案等に基づいて主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を行い、建築物の空間構成を具体化した内容とすること。また、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるだけの主要な技術的検討が十分に行われたものであること。加えて、基本設計完了時、設計内容が要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受けること。

#### イ 実施設計

実施設計は、基本設計の内容が市に確認された後、これに基づく工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。なお、工事費内訳書の書式・内容等の詳細については、市と協議すること。また、工事計画書の検討にあたっては、会津若松市週休2日工事実施要領に基づき、現場閉所による週休2日工事とすることを踏まえた工事工程とすること。

#### ウ 各種許認可申請手続き

事業者は、設計に伴う行政手続き(事前協議や構造・省エネ適合判定、確認申請等)について、工事着工に必要な一切の申請及び手続を行うこと。

#### エ 設計意図伝達

建設工事期間中、工事監理を実施する工事監理者(市)に対し、設計意図伝達業務を行うこと。また、事業者内の設計意図伝達についても実施すること。

## (2) 業務期間

設計業務の期間は、新斎場供用開始日等をもとに事業者が計画することとし、具体的な期間については、事業者の提案に基づき各種契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、市及び関係機関との協議に係る期間、市における確認・調整期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

## (3) 要求水準

- 設計業務は、契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い実施するものとし、市は設計業務の検討内容について、事業者にいつでも確認することができるものとする。
- 事業者は、基本設計着手時に、設計にあたっての基本的な方針や詳細工程、業務体制等をまとめた設計業務計画書を作成して、市に提出すること。
- 事業者は、業務の進捗状況に応じて、市に対して定期的(1回/月以上)に報告を行うこと。
- 市が議会や市民等(近隣住民並びに本施設の職員など)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、市の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと。なお、本事業では合併特例債及び福島県市町村振興基金等の活用を想定している。
- 事業者は、市及び関連する行政機関等と打合せを行ったときは、その内容について議事録を作成し、市に提出の上、相互確認を行うこと

## (4) 提出書類

### ア 設計業務計画書等

- 設計業務計画書(基本設計着手時に提出)
- その他(各種協議・打合せ議事録など)

### イ 基本設計図書

以下を基本とし、その他本事業で必要となる図書、資料を含めて作成すること。提出書類は、各図書の製本及びファイル綴じ資料、元データ、PDF データとする。

基本設計概要版の提出部数は50部とする。その他の資料における提出時の体裁、部数等について、詳細は別途市の指示によるものとする。

基本設計図書	
共通	• 表紙及び目次
総合(建築)	• 設計説明書、仕上概要表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、サイン計画図、外構図、緑化関連図、各種事前協議等申請資料など
構造	• 構造計画説明書、構造計画概要書など
電気設備 (屋外含む)	• 電気設備計画説明書、同設計概要書、主要プロット図・ルート図など • その他必要な図面

基本設計図書	
機械設備 (屋外含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水衛生設備計画説明書、同設計概要書、主要プロット図・ルート図など</li> <li>空調換気設備計画説明書、同設計概要書、主要プロット図・ルート図</li> <li>その他必要な図面</li> </ul>
火葬炉設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉設備計画説明書、同設計概要書など</li> <li>その他必要な図面</li> </ul>
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>昇降機設備計画概要書・配置図</li> <li>各階平面図(プロット図、ルート図)</li> </ul>
その他資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>工程表関連資料</li> <li>各種法令対応、ユニバーサルデザイン関連資料</li> <li>環境配慮関連資料(BELS など)</li> <li>各種技術資料(建築関係、設備関係、計算書等)</li> <li>各種打合せ議事録</li> </ul>
工事費概算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構など</li> </ul>
透視図	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観(鳥瞰、目線など主要な外観が分かるもの、複数か所)</li> <li>内観(主要な内部が分かるもの、複数か所)</li> </ul>
基本設計概要版	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計の概要をまとめた資料</li> </ul>
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に係る電子媒体(CAD、BIMデータ含む)</li> </ul>

## ウ 実施設計図書

以下を基本とし、その他本事業で必要となる図書、資料を含めて作成すること。提出書類は、各図書の製本及びファイル綴じ資料、元データ、PDF データとする。

提出時の体裁、部数等について、詳細は別途市の指示によるものとするが、少なくとも保存用図面各 3 部(2 つ折製本)、工事監理用図面各 3 部(A3 縮小版 2 つ折製本)の提出を想定すること。

実施設計図書	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>表紙及び目次</li> </ul>
総合(建築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計概要書、仕様書、敷地案内図、面積表及び求積図、仕上表、配置図、</li> <li>平面図、立面図、断面図、平面詳細図、矩計図、断面詳細図、展開図、天井伏図、</li> <li>部分詳細図、建具表、サイン図、外構詳細図(工作物、植栽等)など</li> </ul>
構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書、構造基準図、伏図(各階)、軸組図、部材断面リスト、部分詳細図など</li> </ul>
電気設備 (屋外含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受変電設備、発電設備図(機器仕様・結線図、機器配置図、系統図)</li> <li>電灯・コンセント設備図(平面図、系統図、分電盤図、照明器具図)</li> <li>動力設備図(平面図、系統図、制御盤図)</li> <li>情報通信設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図)</li> <li>防災・防犯設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)</li> <li>テレビ共聴設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)</li> <li>照明等設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)</li> <li>その他必要な図面</li> </ul>

実施設計図書	
機械設備 (屋外含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水衛生設備図(仕様書、給排水・給湯・ガス・消火等の平面図、系統図、機器リスト、詳細図)</li> <li>空気調和設備(仕様書、空調・換気・排煙・自動制御等の平面図、系統図、機器リスト、詳細図)</li> <li>その他必要な図面</li> </ul>
火葬炉設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図、計装関連図書など)</li> <li>その他必要な図面</li> </ul>
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書、配置図、平面図、断面図、機器詳細図など</li> </ul>
その他資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画関連資料(工程表、工事手順書など)</li> <li>各種法令対応関連資料、ユニバーサルデザイン関連資料</li> <li>環境配慮関連資料(BELS など)</li> <li>各種技術資料(建築関係、設備関係)</li> <li>各種計算書(構造、電気設備、機械設備等)</li> <li>備品リスト及びカタログ</li> <li>各種打合せ議事録</li> </ul>
工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>内訳書(建築、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構、備品)、数量書(適宜)</li> </ul>
透視図 (完成予想図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観(鳥瞰、目線など主要な外観が分かるもの、複数か所)</li> <li>内観(主要な内部が分かるもの、複数か所)</li> </ul>
各種許認可申請 図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議及び各種申請手続関係図書</li> </ul>
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に係る電子媒体(CAD、BIMデータ含む)</li> </ul>

## 5 建設業務

### (1) 業務概要

事業者は、要求水準書、提案書及び各種契約書を踏まえ、実施設計図書に基づき建設工事、備品調達及び設置、各種手続きを行うものとし、公共工事としての品質確保や安全性に配慮した業務推進に努めること。

なお、市は建設工事にあたり、「建築基準法」及び「建築士法」に規定される工事監理者を定め、工事監理を市自ら又は本事業とは別途委託により実施する予定である。

#### ア 建設工事

建設工事は、本体工事(火葬炉の製造・据付工事等を含む)、外構工事、関連工事、近隣対応等を対象とし、工事の実施に伴う給水負担金等も含めて対応すること。

#### イ 什器・備品の調達及び設置

事業者は、設計図書に基づき、市による竣工検査までの間に、「別紙5 什器・備品リスト」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を行うこと。

## ウ 各種手続き

事業者は、工事に伴い必要となる一切の行政関連の協議、申請を行うこと。

## (2) 業務期間

建設業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき各種契約書に定めるものとする。

- 新斎場について、令和12年2月中に市に引渡し、同4月1日に供用開始すること。
- 解体及び外構工事を含む建設工事を令和13年3月中旬までに完了し、事業用地内の全域を令和13年3月末日までに供用開始すること。

## (3) 要求水準

### ア 着工前

#### (ア) 性能試験

- 工事着工前に、「第3の5 (1)オ 性能試験」に示す性能試験を行うこと。

#### (イ) 近隣調査、準備調査等

- 建設工事着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋調査を含む)を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- 建設工事による近隣住民等への影響を検討して、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても、建設工事により近隣住民等への影響がないか確認すること。
- 本事業の推進に係る近隣住民への説明や調整は市が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。

#### (ウ) 着工前の書類作成等

- 事業者は、着工に先立ち、建設企業により工事全体に関する必要な以下の届出書類を作成し、工事監理者(市)の確認を受けたうえで市に提出すること。詳細については市と協議を行うこと。

工事着工届、実施体制図、現場代理人届、経歴書(各主任技術者)、全体工程表(関連する内容も含む)、建設工事下請人報告書、誓約書(下請人用)、工事内訳書(最終のもの)、工事現場における緊急連絡先、建設業退職金共済組合の掛金収納書(発注者に提出用のもの)など

#### (エ) 現場事務所の確保等

- 資材置場、仮設事務所、作業員用駐車場などで事業用地以外に用地が必要な場合は、事業者の責任で用意すること。なお、事業用地内を利用する場合は、現斎場又は新斎場の運営に支障がないよう、利用者用駐車場、霊柩車の転回スペースや堆雪スペースの確保などに十分配慮した計画とすること。

## イ 建設期間中

### (ア) 建設期間中の書類作成等

- 事業者は、以下の施工関係書類を作成し、主要なものを市に提出すること。なお、工事監理者(市)によりその内容が本書及び設計図書等に適合していることの確認を受け、是正が必要な場合は必要な対応を行うこと。内容や体裁、部数については市との協議による。

- 工程表や施工体制台帳などについては工事現場に常備すること。

工程表	全体工程表、月間・週間工程表、実施工程表
施工体制書	施工体制台帳、施工体系図の写し等
施工計画書	各工事の施工計画及び品質管理の計画を示した書類(工事監理者(市)の確認を受けたもの)…各部位の施工前に提出
施工報告書	計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類(工事監理者(市)の確認を受けたもの)…各部位の施工後に提出
各種届出	電気関係各種届出書(電気主任技術者、受電申込み、経済産業局へ保安規定の届出等)、消防設備関係提出書類(着工届、設置届)

#### (イ) 市との調整・進捗管理

- 市は、事業者や建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- 事業者は、工事監理者(市)に対して工事進捗状況を月1回報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- 事業者は、建築、設備等の区分ごとに出来高曲線を記入した実施工程表、及び月間工程表などを毎月市に提出すること。また、建設費用の出来高を算出して、進捗状況を毎月市に報告すること。
- 市が建設状況を情報発信できるよう、一般公表可能な施工写真データ(月10枚程度)を提出すること。

#### (ウ) 近隣対応

- 近隣への安全対策については万全を期し、工事においては騒音、振動、光害、風害、電波障害、臭気、粉塵、大気・水質汚染、交通渋滞などの周辺環境への影響をできるだけ抑えけるとともに、万一障害を与えた場合は事業者の負担において必要な対策を行うこと。
- 本工事は、常に現斎場又は新斎場を運用しながらの施工となる。できる限り騒音・振動等の発生を抑制するとともに、特に騒音・振動等の発生が予想される工程は現斎場及び新斎場の休業日(友引)に実施するなど、会葬者等の心情に配慮すること。また、本事業用地へのアクセスルートは市道1本に限られていることを踏まえ、工事車両の通行等に当たっては、施設利用者に事故等が生じないよう、また、通行の妨げにならないよう配慮すること。
- 周辺の施設や道路等に損傷を与えないよう留意すること。万一工事中に破損、汚損した場合の補修などは、事業者の負担において行うこと。
- 事業者は、近隣への対応について、必要に応じ市に報告を行うこと。

#### (工) 安全性・環境配慮

- 事業者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害や事故の防止に努めること。
- 工事材料の使用に際しては、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努め、作業環境の改善及び作業現場の美化等に努めること。
- 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告すること。
- 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、処分の時間帯及び保管条件を市に報告すること。

- 建設副産物を現場内で再利用及び減量化する場合は、その方法や内容について市に報告すること。
- 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件を市に報告すること。なお再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、距離、時間帯などの処分条件を市に報告すること。
- 建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、リサイクルを推進するなど適正な処理に努めること。
- 建設工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、シックハウス対策としてホルムアルデヒド等の有害物質を拡散させない又は拡散が極めて少ないものを使用すること。
- ダンプトラック等による過積載等の防止に努め、工事用資機材等の積載超過のないように留意すること。

#### (オ) 使用材料の確認

- 建設工事においては、低騒音・低振動型の建設機械を使用すること。
- 事業者は、建築において使用する主要材料の質、色、柄及び表面形状等の内容、サンプルについて、事前に工事監理者(市)を通じて市に提示、確認を行うこと。

#### (カ) 什器・備品の調達及び設置について

- 什器・備品の仕様は、「別紙5 什器・備品リスト」を踏まえ、事業者の提案について市の承諾を得て決定するものとする。什器・備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。なお、リース方式による調達は原則として認めないものとするが、客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと市が認める場合はリース方式で調達することができる。
- 本事業で調達した備品については、リース方式により調達した備品を除き、市が定める様式により備品出納通知書を作成し提出すること。また、備品台帳(位置図、リスト)を作成し市に提出すること。
- 什器・備品の設置に際しては、市とスケジュール調整を行うこと。
- 什器・備品は新品とし、使用目的に沿った適切な機能を有する物品とすること。調達にあたっては、グリーン購入法に基づき、グリーン購入(環境に配慮した商品・サービスの購入)の推進に努めること。
- 什器・備品は、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮すること。なお、機能等を満たした上で、各室の用途や空間に応じた造作家具設置による対応も可とする。
- 建設工事中に什器・備品の搬入、設置を行う場合は、建設工事との調整を適切に行うとともに、建物等の保護に努め、効率的な搬入を行うこと。

### ウ 新斎場の引渡し

#### (ア) 新斎場引渡し時の外構等

- 新斎場の引渡し時点において、現斎場の解体前であることを踏まえ、駐車場を含む外構等の完成は求めないが、新斎場を供用開始するにあたり最低限必要と考えられるアプローチ空間や駐車スペース等については、新斎場供用開始後の工事範囲と明確に区分して確保すること。

#### (イ) 性能試験

- 事業者は、竣工から市による新斎場の竣工検査までの間に、「第3の5 (1)オ 性能試験」に示す性能試験を行うこと。

#### (ウ) 事業者による完成検査

- 事業者は、自己の責任及び費用により、関連する要綱・基準等を踏まえて新斎場の完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施すること。
- 事業者は「室内空气中化学物質の測定マニュアル」(厚生労働省)により新斎場の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。測定値が、厚生労働省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」に定められている値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市による竣工検査までに是正措置を講ずること。
- 市は、事業者が実施する完成検査及び機器等の試運転に立ち会うことができる。事業者は、実施日について事前に通知を行うこと。
- 事業者は、完成検査の結果について必要な書類とともに市に通知、報告を行うこと。

#### (エ) 市による竣工検査

- 市は、事業者による上記の完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、新斎場について、次の方法により竣工検査を実施する。
- 市は、建設業務を行う者及び工事監理者(市)の立会いの下で、竣工検査を実施し、当該確認の結果を事業者に通知するものとする。
- 竣工検査は、市が確認した実施設計図書と現地及び工事関係書類との照合により実施するものとする。
- 事業者は、市の行う竣工検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再確認を受けること。
- 事業者は、市による竣工検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、市から竣工検査通知を受けるものとする。

#### (オ) 引渡しなど

- 事業者は、市による竣工検査(是正対応を含む)の終了後、新斎場の引渡しを行うこと。
- 事業者は、新斎場の引渡しまでに、各設備機器、器具、什器・備品等の取扱いや使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、市に提出すること。また、市からの要望に応じてその説明を行うこと。

#### II 建設業務終了時

- 事業者は、新斎場の引渡し後、「第4の6 解体撤去業務」に示すとおり現斎場の解体撤去業務を行い、現斎場跡地を含む事業用地内を本施設の外構として一体的に整備したうえで、令和13年3月末までの任意の日に全面供用開始すること。
- 建設業務の終了に際しては、引渡し済みの新斎場を除く部分について、前項に示す「(ウ)事業者による完成検査」及び「(エ)市による竣工検査」に準じて、完成検査及び竣工検査を実施すること。

#### (4) 竣工図書

事業者は、次に示す竣工図書を作成し、内容に応じて市に提出した上で、竣工検査を受けること。なお、これらの図書は本施設内に適宜保管すること。

提出書類は、各図書の製本及びファイル綴じ資料、元データ、PDFデータとする。提出時の体裁、部数等について、詳細は別途市の指示によるものとする。

竣工図書	
竣工図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事完了届</li> <li>• 完成図(工事完成図一式)</li> <li>• 完成写真及び工事記録写真</li> <li>• 法令等に基づく通知書、届出書、検査済証、報告書等の書類</li> <li>• 関係機関の許認可等書類</li> <li>• 関係機関との協議打合せ議事録</li> <li>• 検査試験成績書</li> <li>• 保守点検仕様書</li> <li>• 取扱説明書</li> <li>• 保証書</li> <li>• 事業者による完了検査等の書類</li> <li>• 施工に係る各種報告書等</li> <li>• 施設の保全に関する資料(使用材料表・使用機器表、機器納入仕様書、緊急連絡先一覧表、エレベーター取扱要領など)</li> <li>• 事業記録(引渡しまでの主な概要と経過を取りまとめたもので、詳細は市と協議を行う。)</li> <li>• 鍵及び工具等引渡書</li> <li>• その他必要書類</li> </ul>
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記に係る電子媒体(JWCADデータ、TIFFデータ、ラスターデータ含む)</li> </ul>

## 6 解体撤去業務

### (1) 業務概要

事業者は、下表に示す敷地内の既存建築物(火葬炉含む)の解体及び撤去を行うこと。下表は主要な施設の概略を示したものであり、詳細は、「別添資料6 既存施設図面」を参照すること。

項目	構造・階数など	延べ面積	建築年
火葬炉・事務室棟	鉄筋コンクリート造 平屋建(一部 2 階)	1,120.92 m <sup>2</sup>	平成元年
待合室棟	鉄骨造 平屋建	257.53 m <sup>2</sup>	—
安置室棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	45.57 m <sup>2</sup>	—
(火葬炉設備)	人体炉 6 基(うち大型炉 2 基)、汚物炉 1 基	—	—
その他	地下オイルタンク、浄化槽等	—	—

### (2) 業務期間

解体撤去業務の期間は、以下の条件を基に事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき各種契約書に定めるものとする。

- 新斎場を令和 12 年 4 月 1 日に供用開始した後に、同 5 月末日までに市が現斎場の備品を処分する予定であること。
- 外構工事を含む建設工事を令和 13 年 3 月中旬までに完了し、事業用地内の全域を令和 13 年 3 月末日までに供用開始すること。

### (3) 要求水準

#### ア 解体撤去の対象

- 解体及び撤去の対象は、現斎場の建物、建築設備、火葬炉等を含む新斎場で使用しないものすべてとする。なお、現斎場の備品については新斎場供用開始後に原則市にて処分することを予定しているが、作り付けの什器等は事業者にて撤去・処分すること。
- 電気、給水、排水等の埋設配管及び合併処理浄化槽やオイルタンク等の地下工作物は、関係法令に基づき、関係機関に確認の上、撤去工事を行うこと。新斎場に不必要な範囲は、すべて撤去、閉栓すること。
- 事前に予期することができない地下工作物等が発見された場合、その取扱いについては、市と協議を行い、各種契約書に基づき対応すること。

#### イ 解体撤去工事着工前

- 解体撤去工事にあたっては、必要に応じて関連図面等を作成するとともに、既存施設の設計図書や調査結果を確認し、あらかじめ現地にて使用材料などの調査を行った上で、解体撤去工事施工計画書等を作成すること。
- 解体撤去工事着工前に周辺調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と安全を確保すること。

#### ウ 解体撤去工事期間中

- 関係法令に基づき、事業者が作成した解体撤去工事施工計画に沿って工事を行うこと。
- 近隣住民及び施設の利用者の安全性や利便性に最大限配慮し、仮囲い等の仮設計画をはじめ、低騒音・低振動重機の採用など解体工事中の騒音・振動、粉じんなどの影響を低減するよう配慮すること。また、誘導員の配置など、歩行者等の安全確保に万全な対策を施すとともに、工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- 本工事は、常に新斎場を運用しながらの施工となる。できる限り騒音・振動等の発生を抑制するとともに、特に騒音・振動等の発生が予想される工程は新斎場の休業日(友引)に実施するなど、会葬者等の心情に配慮すること。また、本事業用地へのアクセスルートは市道1本に限られていることを踏まえ、工事車両の通行等にあたっては、施設利用者に事故等が生じないよう、また、通行の妨げにならないよう配慮すること。
- 事業者は、工事進捗状況を定期的に市に報告すること。
- 市は、事業者や解体撤去を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での解体撤去状況の確認を行うことができるものとする。
- 既存施設のアスベスト及びダイオキシン類の対策については、市が行った事前調査「別添資料4 アスベスト調査結果（募集公告時に公表予定）」、「別添資料5 ダイオキシン類調査結果（募集公告時に公表予定）」を踏まえ、事業者の事前調査及び関係法令に基づき、適切に撤去・処分すること。
- 廃棄物は、関係法令に基づき、適切に撤去・処分すること。なお、地下オイルタンク等の解体による廃棄物については、内蔵される残存燃料等も含めて適法に処理すること。

#### エ 解体撤去業務終了時

- 解体撤去業務の終了に際しては、解体撤去工事施行記録等を提出し、市の確認を受けること。

#### (4) 提出書類

- 解体撤去工事施工計画書（解体撤去工事着工前に提出）
- 解体撤去工事施行記録（記録写真・地中残留物の記録含む）
- その他（各種協議・打合せ議事録など）

### 7 予約システム・運営支援システム整備業務

#### (1) 業務概要

本施設の予約受付と本施設内における運営を支援するシステムを構築すること。詳細は事業者の提案によるが、市と協議の上で仕様を確定すること。

#### (2) 業務期間

予約システム・運営支援システム整備業務の期間は、新斎場の供用開始に間に合うよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき各種契約書に定めるものとする。

#### (3) 要求水準

##### ア 予約システム

- 予約受付の対象施設は、新斎場の火葬炉、待合室とする。待合室のみの予約は受け付けないこととし、火葬炉 1 基の予約に待合室 1 室が含まれる仕様とすること。
- システムは、インターネットを利用し、パソコン及び携帯端末等から 24 時間予約可能なものとし、事業者が一元的に管理すること。
- インターネットによる予約は、事業者、市、葬祭業者(市において許可した業者に限る。以下同じ。)のみが行えるものとし、個人の予約は、事業者において、電話にて受け付け、一元的に管理できるものとする。
- システムは事業者が管理を行うものとするが、葬祭業者それぞれが予約状況を把握できるとともに、市においても確認、操作等が可能な環境を整備すること。
- 適切に情報漏洩防御策を講じ、個人情報保護に配慮するとともに、不正アクセス等のウイルス対策を講じること。

##### イ 運営支援システム

- 予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨室、待合室、多目的室などの施設の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。また、この情報を場内各所に速やかに表示し、会葬者等及び職員等に提供できるようにすること。
- 利用状況や斎場運営状況、火葬炉運転状況等の各種データを蓄積管理し、市の求めに応じて、汎用的なファイル形式で情報共有できるシステムとすること。
- 待合室の会葬者等に対する各室個別の音声案内を検討すること。

#### (4) 提出書類

- 予約システム・運営支援システム取扱説明書
- その他資料（各種協議・打合せ議事録など）

## 第5 稼働準備業務

### 1 稼働準備業務

#### (1) 業務概要

新斎場が供用開始日からただちに支障なく稼働するよう、各設備・機器類の試運転のほか職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、稼働準備に必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

#### (2) 業務期間

稼働準備業務の期間は、稼働準備業務委託契約締結日の翌日から供用開始日の前日までとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき各種契約書に定めるものとする。

#### (3) 要求水準

##### ア 運営体制の確立及び教育訓練

- 事業者は、稼働準備業務に着手する 1 か月前までに、詳細工程や業務体制等をまとめた稼働準備業務計画書を作成して、市に承認を得ること。
- 火葬炉の運転業務、火葬業務、火葬炉維持管理業務、本施設の維持管理業務及び運営業務を担当する業務従事者は、建設企業及び火葬炉企業が作成する取扱説明書やマニュアル等に基づいて、各設備等の操作方法及び作業手順等を習得すること。
- 事業者は、業務従事者に対する計画的かつ実践的な教育・研修等を実施することとし、市は、事業者が実施する各設備等の研修や取扱説明会等に立ち会うことができるものとする。

##### イ 稼働準備期間中の維持管理

- 新斎場の供用開始前である稼働準備期間中においても、新斎場の機能及び性能等を損なわないよう適切な警備・清掃・保守管理等を行い、安全に業務を遂行できる状態を確保すること。
- 稼働準備期間中に必要となる光熱水費は事業者の負担とする。

##### ウ パンフレットの作成

- 事業者は、新斎場の供用開始までに、本施設の概要を示したパンフレットを 1,000 部作成し、原稿データとともに市に提出すること。なお、パンフレット及びパンフレット記載事項の著作権は、全て市に帰属するものとする。作成にあたっては、記載内容が第三者の著作権に抵触することがないように留意すること。

#### (4) 提出書類

- 稼働準備業務計画書（着手の 1 か月前までに提出）
- 稼働準備業務報告書
- その他資料（各種協議・打合せ議事録など）

## 第6 維持管理業務

### 1 総則

#### (1) 基本要件

事業者は、下記の方針を念頭に、新斎場の供用開始から事業期間終了までの間、要求水準書及び提案書に基づく本施設の初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に本施設を利用できるような品質・水準等を保持すること。

##### ア 事業者の創意工夫やノウハウの活用

各業務間で連携を図ることで、事業者の知見に基づく、効果的かつ効率的な業務実施に努めること。

##### イ 予防保全を基本とした良好な環境の保持

維持管理は予防保全を基本とし、劣化等による危険・障害などの発生を未然に防止するとともに、本施設の環境を常に安全、快適かつ衛生的な状態に保つこと。

##### ウ 環境面及び経済面への配慮

省エネルギー、省資源等の環境負荷の低減や、光熱水費や保全コストの縮減などライフサイクルコストの低減に資するよう、環境面及び経済面に配慮した業務実施に努めること。

#### (2) 基本事項

##### ア 業務範囲

維持管理業務に係る業務範囲は、次のとおりとする。

- 建物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 火葬炉保守管理業務
- 什器・備品保守管理業務
- 外構・植栽保守管理業務
- 修繕・更新業務
- 環境衛生管理業務
- 清掃業務
- 警備業務
- 除排雪業務
- 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務
- その他維持管理関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(維持管理)

##### イ 対象施設

維持管理業務の対象は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、維持管理区域内に整備された建築物や外構などの全てとする。維持管理区域の詳細は「別紙2 事業用地図」を参照すること。

## ウ 費用負担

- 本事業の維持管理・運営業務に要する消耗品等(修繕や清掃等に要する消耗品、告別スペースで使用する香炭、抹香等の消耗品、その他事業者が使用する被服・事務用品・工具など)に要する費用は、要求水準に特記するものを除き、事業者が負担すること。
- 本事業の維持管理・運営業務に要する光熱水費(電気、水道、ガス、液体燃料等。ただし事業者の自主事業に要する費用を除く。)は、市が負担する。支払方法については、市が供給事業者と契約し、市が供給事業者を支払うことを想定している。
- 事業者は、毎月の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。
- 事業者は、本事業の維持管理・運営業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることはないよう努めること。

## (3) 実施体制

### ア 維持管理業務総括責任者及び各業務責任者

維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う「維持管理業務総括責任者」及び維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めて、業務開始前に市に届けること。なお、維持管理業務総括責任者は各業務の業務責任者を兼務することができる。

各責任者は、市と速やかに連絡が取れる体制とすること。

### イ 各業務担当者

各業務を担当する者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

## (4) 提出書類

### ア 業務計画書

事業者は、維持管理業務の実施にあたり、要求水準書及び提案書を基に以下の業務計画書を作成の上、市に提出して確認を受けること。

記載内容、提出時期は次のとおりとするが、記載内容の詳細については、業務対象や内容の解釈に齟齬が生じないように市とすり合わせを行い、市と事業者で協議の上、決定すること。また、基本計画書及び業務マニュアルは1年に1回を目安に見直し、必要に応じて協議の上、更新すること。

タイトル	記載内容	提出時期
基本計画書(維持管理編)	【維持管理期間を通じての計画】 <ul style="list-style-type: none"><li>• 維持管理業務実施方針</li><li>• 実施体制、管理体制</li><li>• 各業務責任者及び必要な有資格者の経歴・資格</li><li>• 業務提供内容及び実施方法</li><li>• 長期業務計画(年度単位で実施を予定する業務の概要を示したもの)</li></ul>	新斎場供用開始の 3 か月前まで (1 回/年程度更新)

タイトル	記載内容	提出時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理方法</li> <li>苦情等への対応</li> <li>事業継続計画書(「第7の9 (2) 大規模災害等への対応」を参照すること。)</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	
年度計画書(維持管理編)	<b>【年度ごとの計画】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務日程及び業務提供時間帯</li> <li>業務提供内容及び実施方法の詳細等</li> <li>当該年度の修繕計画</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	各年度開始の1か月前まで
業務マニュアル(維持管理編)	<b>【各業務の実施方法等を具体的に定めるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施日時</li> <li>作業内容、作業手順、作業範囲</li> <li>各種検査・点検方法</li> <li>管理基準</li> <li>記録・報告方法</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	新斎場供用開始の3か月前まで (1回/年程度更新)

## イ 業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る以下の業務報告書を作成して、必要に応じて、各種記録、図面等と併せて市に提出すること。

記載内容、提出時期は次のとおりとするが、記載内容の詳細については、業務対象や内容の解釈に齟齬が生じないように市とすり合わせを行い、市と事業者で協議の上、決定すること。

タイトル	記載内容	提出時期
日報・月報・四半期報・年度報告書(維持管理編)	<b>【日報、月報、四半期報、年度報告書として、下記の内容を適宜取りまとめること】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務日誌</li> <li>点検・管理記録(法定点検の実施記録含む)</li> <li>修繕・更新記録</li> <li>苦情等及びその対応結果</li> <li>各種協議・打合せ議事録</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	<b>【月報】</b> 当該月終了後10日以内 <b>【四半期報】</b> 当該四半期終了後30日以内 <b>【年度報告書】</b> 当該年度終了後30日以内 ※日報は事業者が保管し、市の要請に応じて提出すること。
臨時報告書(維持管理編)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合、事故等が発生した場合、その内容及び対応結果</li> <li>業務遂行上必要なものとして市から要請があった場合、その対応結果 など</li> </ul>	即時

## ウ その他

事業者は、維持管理業務に係る以下の資料を作成して、必要に応じて、更新・提出すること。

タイトル	備考(記載内容、提出時期、更新時期など)
長期修繕計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理期間中に実施を予定する修繕・更新等の内容を示した「長期修繕計画書」を作成し、新斎場供用開始の3か月前までに市に提出して確認を受けること。</li> <li>当該計画書は、対象物の目標使用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものとする。</li> <li>当該計画書は、実際の修繕・更新等の結果を反映するために1年に1回程度更新するとともに、施設の劣化状況等を踏まえて供用開始後5年目、10年目、12年目に全体的な内容を見直し、市の確認を受けること。</li> </ul>
施設管理台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理期間にわたり、本施設の不具合の履歴、修繕・更新等の情報を一元管理するために「施設管理台帳」を作成すること。当該台帳は随時更新し、市の求めに応じて提出すること。</li> <li>修繕・更新等の実施により設計図書に変更が生じた場合は、施設管理台帳と併せて、変更箇所を反映した図書を提出すること。</li> </ul>
備品台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で調達した備品について、所在及び不具合等の履歴、修繕・更新等の情報を一元管理するために「備品台帳」を作成すること。当該台帳は随時更新し、市の求めに応じて提出すること。</li> </ul>

## 2 建物保守管理業務

### (1) 業務概要

建物の要求性能を維持することを目的に、建築基準法及び関係法令に基づくものを含む定期的な点検等の実施により、機能、劣化状況及び損傷等の異常の有無を確認するとともに、必要な保守を行うこと。また、「第6の7 修繕・更新業務」を参照し、必要な修繕・更新も行うこと。

### (2) 要求水準

以下に示す要求水準を満たすよう業務を実施すること。具体的な点検の頻度等は、法令等に定めのあるものを除き、事業者の提案に委ねるものとする。

項目	要求水準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全を確保しつつ、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、仕上材についても美観を維持するとともに、破損、漏水等がなく、本施設の完全な運用が可能となるように、性能及び機能を保つこと。</li> </ul>
構造体	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な外装、内装及び外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行うこと。</li> </ul>
外部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持すること。</li> <li>手すりやタラップ等の安全又は点検のために設置された部材は、ぐらつき</li> </ul>

項目	要求水準
	<p>ない状態を維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検口は、落下等の恐れがなく設備機器が点検できる状態を維持すること。</li> </ul>
屋根(屋上)及びとい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルーフトレンや樋等が詰まっていないこと。</li> <li>金属部分にさびや腐食がなく、仕上材に割れや浮きがないこと。</li> <li>手すりやタラップ等の安全又は点検のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持すること。</li> </ul>
外装材 (外壁・床・天井)	<ul style="list-style-type: none"> <li>破損・落下しない状態を維持すること。</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックのある部分については、日常的に通行の妨げとなる障害物の有無を確認し、有る場合は撤去すること。</li> </ul>
内装材 (外壁・床・天井)	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検口は落下等の恐れがなく、設備機器を点検できる状態を維持すること。</li> <li>耐候性、耐水性、吸音性、防塵性など各室の用途・部位に応じて必要な機能を維持すること。</li> <li>各部位の取り合い部分は、破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持すること。</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックのある部分については、日常的に通行の妨げとなる障害物の有無を確認し、有る場合は撤去すること。</li> </ul>
建具 (扉や窓、窓枠、シャッター等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風圧性、水密性及び気密性等を維持すること。</li> <li>仕上材との取り合い部分は、隙間などが無い状態を維持すること。</li> <li>防火戸及び排煙窓、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持すること。</li> <li>自動扉・電動シャッターが所要の性能を発揮できるよう維持すること。</li> <li>避難扉及びシャッター部については、日常的に開閉の妨げになる障害物の有無を確認し、有る場合は撤去すること。</li> </ul>
階段・スロープ・手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行に支障・危険がなく、仕上材や手すり等に破損・変形・緩みがないこと。</li> </ul>

### 3 建築設備保守管理業務

#### (1) 業務概要

要求水準書等に規定された建築設備の所要の性能及び機能を維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本施設に設置される設備機器全般について、施設管理上で必要な運転・監視、点検、保守などを実施すること。また、「第6の7 修繕・更新業務」を参照し、必要な修繕・更新も行うこと。

#### (2) 要求水準

##### ア 運転・監視

- 諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮に入れて、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。

- 結露、カビ等が発生することがないように、各室の温度及び湿度の管理を行うこと。
- 運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議の上で運転期間・時間等を決定すること。
- 各設備の運転中、操作又は使用中及び点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は、除去又は適切な対応を取ること。

#### イ 点検等

- 建築基準法上の定期調査・検査報告や消防法の定期点検制度等の関係法令に基づく点検等を実施すること。
- 法令等に定めのない項目の点検や具体的な作業項目については、予防保全及び快適な環境の維持を念頭に、事業者の提案に委ねるものとする。
- 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、交換、分解整備、調整等)により対応すること。

## 4 火葬炉保守管理業務

### (1) 業務概要

火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、新斎場に設置される火葬炉設備の性能及び機能を維持するために、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守等を実施すること。また、「7 修繕・更新業務」を参照し、必要な修繕・更新も行うこと。

### (2) 要求水準

#### ア 共通事項

- 「第3の5 (1)オ 性能試験」に示す定期検査を行うこと。
- 特に排ガス処理設備については、バグフィルターが正常に機能するよう適切に管理すること。
- 修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施することとし、当該作業に際しては、休場日や閉場時間を利用するなど、火葬業務の実施に支障がないよう計画すること。

#### イ 管理記録の作成

火葬炉設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。運転日誌及び点検記録(日常、定期)、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

項目	内容	提出時期
運転日誌	火葬炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別・年齢別火葬件数等	(市の求めに応じて)
点検記録(日常)	(燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、附帯設備(燃料供給設備を除く)の点検表)	(市の求めに応じて)
点検記録(定期)		実施後 30 日以内
整備記録	定期点検整備記録、故障・補修記録	実施後 30 日以内

## ウ 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常を発見した場合は、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

## 5 什器・備品保守管理業務

### (1) 業務概要

本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等をいう。また、「7 修繕・更新業務」を参照し、必要な修繕・更新も行うこと。

### (2) 要求水準

- 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。
- 自動体外式除細動器(AED)は、点検者を定め毎日点検し、必要な措置を行うこと。また、パットとバッテリーについては定期的に交換するとともに、AEDを使用したときは、パットを交換すること。
- 除雪機は、シーズン利用前に点検を行うこと。
- 「第6の1(4) 提出書類」に記載の「備品台帳」を作成し、必要に応じて更新すること。

## 6 外構・植栽保守管理業務

### (1) 業務概要

維持管理区域内の外構(外灯や囲障等の工作物を含む)及び植栽等について、要求性能を維持することを目的に、定期的な点検等の実施により、機能、劣化状況及び損傷等の異常の有無を確認するとともに、必要な保守を行うこと。また、「第6の7 修繕・更新業務」を参照し、必要な修繕・更新も行うこと。

### (2) 要求水準

以下に示す要求水準を満たすよう業務を実施すること。具体的な作業の頻度等は、法令等に定めのあるものを除き、事業者の提案に委ねるものとする。

項目	要求水準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 定期的に点検を行い、破損、劣化、変形、不陸、変色、ひび割れ、摩耗等及び金属類のさび、腐食などの不具合のないよう保守等を行い、適正な性能を発揮できる状態を維持すること。</li><li>• 見え掛かり部については、仕上材の変形、変色、ひび割れ、摩耗等及び金属類のさびなど、不快感を与えない状態を維持すること。</li></ul>
舗装(地盤面、各種舗装面、縁石、誘導)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 歩行や各種車両の通行において、支障となる不陸、段差及び排水不良が生じない状態を維持すること。</li></ul>

項目	要求水準
ブロック等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車ライン等の表示が明確に判断できる状態を維持すること。</li> </ul>
側溝、排水柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみや泥、その他障害物を除去し、常に適正に機能が発揮できる状態に保つこと。なお、市が整備する雨水貯留施設についても、市・事業者の間の協議に基づき、その管理を行い、常に適正に機能が発揮できる状態に保つこと。</li> </ul>
工作物(外灯、囲障等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種付帯工作物等に応じて、適正な性能及び転倒等の恐れのない安全な状態を維持すること。</li> </ul>
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持すること。</li> <li>・ 薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定し、散布、使用に当たっては、あらかじめ市と協議すること。</li> </ul>

## 7 修繕・更新業務

### (1) 業務概要

要求水準及び事業者の提案に基づく施設整備の内容に応じて、施設が正常に機能するために必要な修繕及び更新を実施すること。

業務の対象は本事業において事業者が維持管理区域内に整備した本施設の全てとし、各保守管理業務と一体的に実施するものとする。

### (2) 要求水準

- ・ 予防保全の考え方を念頭に、「長期修繕計画書」(「第6の1 (4) 提出書類」参照)に基づく計画的な修繕・更新を行うこと。
- ・ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していないが、事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要な修繕・更新はその規模に関わらず事業者が実施すること。
- ・ 修繕・更新を行った場合、その箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。また、その内容を履歴として「施設管理台帳」に記録すること。
- ・ 修繕・更新に伴い設計図書に変更が生じた場合は図面等に反映し、常に最新の設備等の状態がわかるように管理し、市の求めに応じて図面等を提出すること。

## 8 環境衛生管理業務

### (1) 業務概要

本施設の衛生的な環境を保ち、施設を安全かつ快適に利用できるよう、環境衛生業務を実施すること。

## (2) 要求水準

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上必要な検査・測定、清掃等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。
- 年間管理計画及び月間管理計画を作成し、業務計画書等に記載すること。管理計画に定めた事項及び臨時に必要と認められた事項について、測定、検査、調査を実施して、その結果を評価すること。
- 測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、市に意見を報告すること。
- 関係官公庁の立入検査が行われるときには、その検査に立会い、協力し、関係官公庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法について市に報告すること。
- 管理計画の他、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成すること。
- 施設内の害虫の生息状況等を定期的に調査するとともに、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。また、害虫の駆除を行うこと。なお、駆除作業は、専門技術者の指導のもとに適切に行うこと。
- 本施設の飲料水等の生活用水の水質検査、空気環境測定等を行うこと。
- 給排水設備の清掃に伴う廃棄物については、事業者にて適切に処分すること。

## 9 清掃業務

### (1) 業務概要

本施設の状態を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスが安定的、安全、円滑に提供され、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、必要な清掃業務を実施すること。

### (2) 要求水準

#### ア 共通事項

- 建物内外の仕上げ面、什器・備品及び外構施設等を、適切な頻度・方法で清掃すること。
- 仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃(日又は週を単位に実施)、定期清掃(月を単位に実施)等を適切に組み合わせ、施設の美観と機能性、衛生性を保つこと。
- 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。
- 業務に使用する資材・消耗品は事業者の負担とし、品質保証のあるもの(JISマーク商品等)の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達物品の使用等地球環境に配慮した物品の使用に努めること。
- 清掃業務の実施に際しては、火葬の進行の妨げとならないよう留意すること。特に、火葬業務中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮したうえで、最小限の作業に止める等、会葬者等へ配慮すること。

## イ 廃棄物処理

- 本施設から発生する廃棄物は、市の指定する方法に従い、適切に搬出・処分すること。なお、廃棄物は事業系ごみとして扱い、処分に係る費用は事業者が負担すること。
- 維持管理業務により発生する産業廃棄物についても、法令等に基づき事業者の負担で適切に処分すること。
- ごみ置き場の設置や廃棄物の管理に際しては、有害鳥獣等による被害防止対策を講ずること。

## 10 警備業務

### (1) 業務概要

本施設の秩序を保ち、利用者の安全を確保するとともに、火災や盗難等の予防を図るために、警備業法を遵守し、適切な防災・防犯警備を実施すること。

### (2) 要求水準

- 施設の利用時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- 施設の開場時間中は人的警備、休場日や閉場時間中は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせ実施すること。
- 人的警備については、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- 機械警備については、機械監視装置により不審者の侵入や施設の異常を監視し、異常等の発生に際して速やかに現場に急行し、現状の確認、関係機関への通報連絡等を行える体制を整えること。

## 11 除排雪業務

### (1) 業務概要

構内通路、駐車場、エントランス周辺、その他事業用地等において必要となる利用者動線上のスペースについて、除雪及び凍結防止策等を行うこと。また、必要に応じて雪囲いの設置や撤去を行うこと。なお、市道における除雪の対応は、積もった雪の深さが10cm以上になったときに実施しており、参考とすること。

### (2) 要求水準

- 利用者が不便を来たすことのない時間までに除雪を完了することを原則とし、開場時間中に作業が必要な場合は利用者の安全を確保したうえで除雪を行うこと。
- 雪は事業用地内の適切な場所に堆雪し、管理すること。
- 事故の防止については細心の注意を払い、作業の従事に当たっては関連法規を厳守すること。

## 12 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務

人体の残骨灰について、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り適切に管理すること。

灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施すること。また、処分先について市に報告すること。集じん灰を搬出する場合は、年に1回以上ダイオキシン類濃度を測定するとともに、その結果に応じて必要な対策を行うこと。

## 13 その他維持管理関連業務

その他、予約システム・運営支援システムの保守管理など、要求水準及び事業契約書等で示す内容を満たすうえで、維持管理上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障のないよう、適切に実施すること。

## 14 事業期間終了時の引継業務(維持管理)

### (1) 業務概要

市では、事業期間終了前に本施設の大規模修繕の実施を含めて、その後の事業実施方法の検討を行う予定である。事業者は、本事業終了後、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期管理者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、必要な協議・支援等を行うこと。

### (2) 要求水準

#### ア 事業期間終了時の施設の状態

- 事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準書及び提案書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐこと。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとする。
- 事業期間終了後、概ね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とすること。
- 事業期間終了にあたり、事業者は市と協議の上日程を定め、市の立会いのもとに本施設の状態の確認を受けること。

#### イ 維持管理業務の引継ぎ

市は、事業期間終了後の事業実施方法等について、事業期間終了の概ね3年前から事業者と協議を行う予定である。これに際し、事業者は建物劣化診断を実施し、報告書を作成・提出するとともに、これに基づく次期修繕提案書を作成し、市に提出すること。また、次期管理者へ維持管理業務を引継ぐにあたって必要なマニュアルを作成し、市に提出すること。

なお、具体的な診断の実施時期、各種提出書類の提出時期については市と協議の上で定めることとする。

提出書類	内容
建物劣化診断報告書	建築物(設備等を含む。)及び火葬炉、外構などを含む本施設の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。
次期修繕提案書	事業期間終了後から20年の間に必要になると想定される修繕・更新等(大規

提出書類	内容
	<p>模修繕含む)を記載すること。対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものとする。</p> <p>なお、本施設に特殊機材(製造中止による入手困難等)を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。</p>
維持管理業務引継ぎマニュアル	事業期間中の維持管理に関する記録の概要及び本施設を維持管理するために必要なマニュアル等を示すものとする。

## 第7 運營業務

### 1 総則

#### (1) 基本要件

事業者は、下記の方針を念頭に、新斎場の供用開始から事業期間終了までの間、要求水準書及び提案書に基づき良質なサービスを提供し、利用者が安全かつ快適に本施設を利用できるような品質・水準等を保持すること。

##### ア 事業者の創意工夫やノウハウの活用

各業務間で連携を図ることで、事業者の知見に基づく、効果的かつ効率的な業務実施に努めること。

##### イ 会葬者等への配慮

会葬者等の心情に配慮し、施設の厳肅性を確保するとともに、安全性、利便性及び快適性を向上させ、安心して故人とお別れすることができる場の提供に努めること。なお、特に利用者受付、告別・炉前・収骨業務等、会葬者等に接する業務の実施に際しては、市と協議の上マニュアルを作成し、市の葬送習慣の継承に努めること。

運營業務従事者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装、態度、言動等細心の注意を払い厳肅に業務に取り組むこと。事業者は、運營業務従事者が適切な接遇を行えるよう、教育を実施すること。

##### ウ 長期的な視点に立った持続可能な運営

将来の火葬件数の変動や、葬送形態の変化・多様化を見据え、柔軟な対応や人材確保など長期的な視点に立った持続可能な業務実施に努めること。

#### (2) 基本事項

##### ア 業務範囲

- 供用開始後の統括管理業務
- 予約受付業務
- 利用者受付業務
- 告別・炉前・収骨等業務
- 火葬炉運転業務
- 待合関連業務
- 販売業務
- その他運営関連業務
- 事業期間終了時の引継業務(運営)

##### イ 新斎場の運営概要

###### (ア) 休業日

友引及び1月1日とする。また、1月2日も休業日とする予定である。なお、閉場が必要なメンテナンス等は原則として休業日に実施することとするが、やむを得ず臨時休業日等を設定する場合は、事前に市と

調整を行うこと。

#### (イ) 火葬受付時間及び開場時間

火葬受付時間は、原則10時30分から15時30分とし、開場時間を設定すること。ただし、火葬が集中した日など、当該時間内での対応が困難となる場合は、市と協議の上、延長等を行うこと。

#### (ウ) 使用料

別途、条例により定める。

#### (エ) 火葬件数等

通常の火葬受付時間内で1日最大14件の火葬受入れに対応すること。

事業者は、告別15分、収骨20分～30分程度と想定した上で、待合個室の利用も踏まえた火葬のタイムスケジュールを設定するとともに、火葬件数に応じ必要な施設職員を配置し、適切に業務を実施すること。

なお、1日14件を上回る火葬需要が常態する場合は、市と協議の上、火葬実施体制の見直しを行うこととする。

#### ウ 費用負担

「第6の1 (2)ウ 費用負担」を参照すること。

### (3) 実施体制

#### ア 運営業務総括責任者及び各業務責任者

運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う「運営業務総括責任者」及び運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めて、業務開始前に市に届けること。なお、運営業務総括責任者は各業務の業務責任者を兼務することができる。

各責任者は、市と速やかに連絡が取れる体制とすること。

#### イ 各業務担当者

各業務を担当する者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

### (4) 提出書類

#### ア 業務計画書

事業者は、運営業務の実施にあたり、要求水準書及び提案書を基に以下の業務計画書を作成の上、市に提出して確認を受けること。

記載内容、提出時期は次のとおりとするが、記載内容の詳細については、業務対象や内容の解釈に齟齬が生じないように市とすり合わせを行い、市と事業者で協議の上、決定すること。また、基本計画書及び業務マニュアルは1年に1回を目安に見直し、必要に応じて協議の上、更新すること。

タイトル	記載内容	提出時期
基本計画書(運営編)	【運営期間を通じての計画】 • 運営業務実施方針	新斎場供用開始の 3か月前まで

タイトル	記載内容	提出時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制、管理体制</li> <li>各業務責任者及び必要な有資格者の経歴・資格</li> <li>業務提供内容及び実施方法</li> <li>安全管理方法</li> <li>苦情等への対応</li> <li>事業継続計画書(「第7の9 (2) 大規模災害等への対応」を参照すること。)</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	(1回/年程度更新)
年度計画書(運営編)	<b>【年度ごとの計画】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務日程及び業務提供時間帯</li> <li>業務提供内容及び実施方法の詳細等</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	各年度開始の 1か月前まで
業務マニュアル(運営編)	<b>【各業務の実施方法等を具体的に定めるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施日時</li> <li>作業内容、作業手順、作業範囲</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	新斎場供用開始の 3か月前まで (1回/年程度更新)

## イ 業務報告書

事業者は、運営業務に係る以下の業務報告書を作成して、必要に応じて、各種記録、図面等と併せて市に提出すること。

記載内容、提出時期は次のとおりとするが、記載内容の詳細については、業務対象や内容の解釈に齟齬が生じないように市とすり合わせを行い、市と事業者で協議の上、決定すること。

タイトル	記載内容	提出時期
日報・月報・四半期報・年度報告書(運営編)	<b>【日報、月報、四半期報、年度報告書として、下記の内容を適宜取りまとめること】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務日誌</li> <li>苦情等及びその対応結果</li> <li>各種協議・打合せ議事録</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	<b>【月報】</b> 当該月終了後10日以内 <b>【四半期報】</b> 当該四半期終了後30日以内 <b>【年度報告書】</b> 当該年度終了後30日以内 ※日報は事業者が保管し、市の要請に応じて提出すること。
臨時報告書(運営編)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合、事故等が発生した場合、その内容及び対応結果</li> <li>業務遂行上必要なものとして市から要請があった場合、その対応結果 など</li> </ul>	即時

## (5) 留意事項

事業者及び関係者が、遺族及び会葬者、葬祭事業者等から心づけを受領することは固く禁じる。心づけは、

金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。

## 2 供用開始後の統括管理業務

### (1) 業務概要

維持管理及び運営業務に関して、事業者が実施する個別業務について、維持管理運営期間の全期間にわたり、適切な管理体制を構築し、総合的かつ包括的に統括して管理すること。

### (2) 連絡窓口・管理体制の構築

- 事業者は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、市等との調整を行う「管理運営統括責任者」を定めること。なお、管理運営統括責任者は維持管理業務総括責任者又は運営業務総括責任者のいずれかと兼務することができる。
- 本事業への意見・苦情・要望等を受ける窓口を明確化したうえで、市とのコミュニケーションを密にし、施設ニーズの把握に積極的に努めるとともに、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。
- 市から維持管理業務及び運営業務の履行状況に対する確認等の問い合わせがあった場合、速やかに報告等を行うことができる体制を構築し、機能させること。ただし、資料の作成等、対応に相当度の期間を必要とする場合には、当該期間等について、別途市と調整・協議を行うものとする。
- 維持管理業務及び運営業務ごとのコスト及び収支管理を適切に行い、事業期間にわたりサービスが安定的に提供され、資金不足等により事業の安定的継続に支障をきたすような事態が生じないよう、必要な管理体制を構築し、機能させること。
- 本事業が施設整備と維持管理・運営を包括で発注する DBO 方式であることを踏まえ、特に供用開始直後の施設についての問題発生時などは施設整備グループと調整を行うなど、円滑な事業推進に協力すること。
- その他、臨機の措置が生じた場合、事業者内にて解決方法を検討し、市に承諾を得ること。

### (3) 維持管理業務及び運営業務に係るセルフモニタリング

事業者は、維持管理業務及び運営業務についてセルフモニタリングを実施すること。セルフモニタリングの実施に際しては、下記の書類を作成・提出すること。セルフモニタリングの結果により、要求水準未達の恐れがあると判断した場合は、速やかに市に報告の上、改善方法について検討し、改善すること。

なお、市は事業者の業務サービス水準を確認するため、書類の確認のほか、随時現地における確認を行う。市が実施するモニタリングについては「モニタリング実施要領等(募集公告時に公表予定)」を参照すること。

#### ア セルフモニタリング実施計画書

新斎場供用開始の3か月前までに、自らの提案書及び要求水準書に規定する内容を踏まえ、自らが実施するセルフモニタリングの時期、項目及び内容、方法等を示した「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、市の承認を得ること。

「セルフモニタリング実施計画書」の作成にあたっては、要求水準書に規定する内容及び市が実施するモニタリングとの連携を前提に、セルフモニタリングの項目、方法等を提案するものとし、市と協議の上、内容

を定めること。また、各業務が要求水準を満たしていることを客観的に確認する仕組みを導入すること。

#### イ セルフモニタリング実施報告書

「セルフモニタリング実施計画書」に基づいてセルフモニタリングを実施し、当該計画書に定めた時期に「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、市に提出・報告すること。

「セルフモニタリング実施報告書」の作成にあたっては、セルフモニタリングの結果を取りまとめるほか、自らの達成度や成果等について分析・評価を行うこと。

### (4) 管理運営会議の開催

事業者は、円滑な維持管理及び運営の推進並びに会葬者等へのサービス向上を図ることを目的に、維持管理運営期間において毎月 1 回程度の管理運営会議を開催し、市への業務報告及び意見交換等を行うこと。

事業者は、管理運営統括責任者、維持管理業務総括責任者及び運営業務総括責任者の他、市の求めに応じて関係者を出席させること。

## 3 予約受付業務

事業者の整備する予約システムを利用し、火葬の予約受付を行うこと。予約受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、予約受付の順番には注意すること。なお、予約受付の流れや市・葬祭業者との役割分担等については「別紙6 火葬業務フロー」を参照すること。

## 4 利用者受付業務

下記の手順に従い、利用者の受付業務を行うこと。

- a. 当日の予約に併せて、火葬炉・待合室等の割り振りを行う。
- b. 喪主又は葬祭業者から出棺の電話を受け、出迎えの準備に入る。霊柩車等の来場に合わせ、業務に支障がない可能な限りの業務従事者で出迎える。
- c. 霊柩車等の到着を受け、受付での手続を案内する。
- d. 喪主から斎場利用許可証及び火葬許可証を受け取り、内容を確認する。
- e. 火葬終了後、火葬許可証へ火葬済印(指定管理者名のもの。)を押印し、日付を記入する。
- f. 骨箱に火葬済印押印済みの火葬許可証を入れて喪主へ返却する。

なお、利用者受付の流れや市・葬祭業者との役割分担等については「別紙6 火葬業務フロー」を参照すること。

## 5 告別・炉前・収骨等業務

### (1) 業務概要

市と協議の上作成した業務マニュアル(運営編)に従って告別・炉前・収骨等業務を実施すること。運営業務従事者と葬祭業者の役割分担は以下のとおりとする。

運營業務従事者	葬祭業者
柩台車の配置	柩を霊柩車より台車へ乗せ換え
炉前台の設置	炉前台の飾り付け及び後片付け
告別室及び火葬炉への納棺	告別式及び葬送行為の進行
—	待合室への案内及び後片付け 炉前に炉前台及び焼香台の設置
火葬炉からの出炉 整骨及び収骨並びに遺族への引渡し 収骨室の清掃	—

## (2) 要求水準

- 会葬者等の誘導は、葬祭業者が主体で行う。ただし、火葬時間が予定時間を超える場合などは、葬祭業者又は遺族に丁寧に火葬状況の説明を行うこと。
- 火葬業務の進行状況に支障のないよう、会葬者等や葬祭業者等の理解を得て、可能な限り告別が円滑に終了するよう努めること。なお、所要時間は台車移動等も含め、告別 15 分、火葬・冷却 90 分、収骨 20～30 分程度を基本とするが、会葬者等の人数により各行為が前後する場合があることに留意すること。
- 会葬者等が輻輳しないよう葬祭業者と十分に連携すること。特に火葬が集中する時は、葬祭業者と十分確認すること。
- 入炉時及び出炉時は、会葬者等の安全に配慮すること。
- 焼骨の取違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認する等、細心の注意を払うこと。
- 副葬品として相応しくないものを利用者に口頭にて確認し、除去すること。
- 収骨後、副葬品の残渣や残骨灰の処理について、遺族に説明すること。
- その他、具体的な告別・収骨の手順などについては、市の葬送習慣を踏まえ市と協議の上で決定し、対応すること。

## 6 火葬炉運転業務

### (1) 業務概要

火葬炉の取扱説明書や、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従って火葬を行うこと。

### (2) 要求水準

- 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮の上業務を行うこと。
- 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。なお、適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。
- 副葬品の残渣は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- 火葬時間は、火葬炉の状態や運営従事者の配置等に配慮して適切な時間配分とすること。火葬時間が

予定時間を超える場合には、会葬者等や葬祭業者等に丁寧に火葬状況の説明をすること。

- 火葬機器類の稼働状態については、火葬従業者全員が共有して操作すること。
- 火葬炉の運転については、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守したうえで、更に一層の削減に努力すること。
- 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

## 7 待合関連業務

待合室の使用受付、貸出を行うこと。会葬者等が快適な待ち時間を過ごすことができるように、給茶用具等を備え、貸与すること。

待合室では、地域の風習を考慮し、会葬者等が飲食できるものとする。飲食等で発生したごみについては、待合室利用者(会葬者もしくは葬祭業者など)が持ち帰るよう促すこととし、持ち帰られなかったごみについては、事業者にて適正に処分すること。また、使用後の待合室の清掃(机や床、給茶用具の洗浄など)は、事業者が行うこと。

## 8 販売業務

### (1) 業務概要

事業者の自主事業として、飲料・菓子等を提供する自動販売機を1台以上設置すること。内1台はユニバーサルデザインに配慮したものとする。なお、事業者負担により、有人対応による売店スペースの設置・運営も可能とし、自動販売機の設置台数、設置場所、販売内容等は事業者の提案に委ねるものとするが、事前に市と協議を行うこと。

### (2) 要求水準

- 自動販売機の販売品目の形態(缶、ペットボトル、紙パック等)は事業者の提案に委ねるものとするが、資源の再生利用に留意して当該業務を提案すること。アルコール飲料は不可とする。
- 販売物の価格は、一般的な市場価格を参考とし、適正な価格設定とすること。
- 自動販売機の売上及び売店を設ける場合の売上については、事業者に帰属する。
- 市は、当該自動販売機の設置にあたって行政財産の使用許可を行う予定であり、事業者は会津若松市行政財産使用料徴収条例に規定する使用料を市に納付すること。
- 販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。なお、使用量については別途子メーターで管理し、毎月市に報告することとし、市は使用した分の光熱水費を事業者に請求する。

## 9 その他運営関連業務

### (1) 庶務

#### ア 勤怠管理

運營業務に適した実施体制及び人員配置とすること。運營業務従事者の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に運營業務従事者の教育・研修を実施すること。

## イ 広報

施設の広報及び情報提供のために、ホームページ等を作成し、適切に管理すること。また、新斎場の供用開始までに作成・納品したパンフレットについて、修正が必要となった場合は適宜改定を行うこと。

副葬品を抑制するため、遺族、会葬者及び葬祭業者への啓発を行うこと。

## ウ 行政協力

市の要望に応じ、利用者数等の統計資料の作成や、市民向け広報等に対する情報提供、市及び関係市が実施する視察対応等に協力すること。なお、視察対応等の実施に際して、市は本事業の業務に差し支えないよう配慮するものとする。

## エ 各種資料作成

「墓地、埋葬等に関する法律」に則り、「火葬状況の報告」を作成し、市に提出すること。その他、関係法令において必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面や資料等を施設に備え付けること。

## オ 急病等への対応

本施設の利用者、会葬者等の急な病気、けが等に対応できるよう、自動体外式除細動器(AED)やベッド及び簡易な救急薬品等の救急セットの用意を行うとともに、緊急時には近隣の医療機関等と連携し、的確な対応を行うこと。なお、救急薬品の管理については、厳重に行うこと。

## カ 駐車場等の運用

区域 A(現斎場敷地)が土砂災害警戒区域等に指定される可能性があることを踏まえ、大雨警報発令時などは当該区域への利用者の立入りを制限し、特に駐車場を整備している場合は別の駐車区画の利用を促すなど、運用上の工夫を行うこと。

## キ その他

その他、運營業務に関する電話等への対応、消耗品の補充、文書管理、経理等、事業者の判断において新斎場の運営に必要な庶務業務を行うこと。

## (2) 大規模災害等への対応

### ア 平常時の対応

大規模災害が発生した場合に備えた「事業継続計画書」を、新斎場の供用開始の3か月前までに作成し、市の承認を得ること。「事業継続計画書」には、災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、必要な資機材の常備に関する基準を盛り込むほか、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についての対応計画などを含むこと。

また、「事業継続計画書」に基づき、災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、必要な資機材を常備すること。燃料については、火葬炉設備及び火葬炉室、事務室、トイレ等の火葬業務遂行のために

最低限必要な設備が、3日間(最大6基×3回転/日)以上運転できる燃料を備蓄すること。

## イ 災害発生時の対応

本施設は大規模災害時にも稼働することを想定している。「福島県広域火葬計画」に則り、大規模災害発生時においても、可能な限り早期に下記の措置を講じること。

### (ア) 被災状況の報告

事業者は、災害の発生後速やかに、本施設の被災状況、従業員の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性を把握し、市に報告すること。

施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うこと。

### (イ) 火葬の実施

災害が発生した場合であって、市より要請があった場合は、受付時間、利用時間等の延長に対応できるようにすること。また、大規模災害時には最大6基×4回転/日が可能な計画とすること。なお、本対応に要する費用は、サービス対価とは別に市が負担する。

### (ウ) 広域火葬への応援・協力

事業者は、県等より広域火葬の要請があった場合は、前項の対応を行うこと。また、県等より他施設へ火葬要員の派遣要請があった場合には、積極的に協力を行うこと。なお、本対応に要する費用は、サービス対価とは別に市が負担する。

## 10 事業期間終了時の引継業務(運営)

### (1) 業務概要

市では、事業期間終了前に、本施設の大規模修繕の実施を含めて、その後の事業実施方法の検討を行う予定である。事業者は、本事業終了後、市及び次期運営者が運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、必要な協議・支援等を行うこと。

### (2) 要求水準

市は、事業期間終了後の事業実施方法等について、事業期間終了の概ね3年前から事業者と協議を行う予定である。これに際し、事業者は次期運営者へ運営業務を引継ぐにあたって必要なマニュアルを作成し、市に提出すること。なお、具体的な書類の提出時期については市と協議の上で定めることとする。

提出書類	内容
運営業務引継ぎマニュアル	事業期間中の運営に関する記録の概要及び本施設を運営するために必要なマニュアル等を示すものとする。